

令和7年6月定例会会議録

令和7年豊郷町議会6月定例会は、令和7年6月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

|      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 長谷川 貴 康 |
| 2 番  | 西 山 一 男 |
| 3 番  | 井 上 喜美子 |
| 4 番  | 本 田 清 春 |
| 6 番  | 中 島 政 幸 |
| 7 番  | 村 岸 善 一 |
| 8 番  | 前 田 広 幸 |
| 9 番  | 西 澤 博 一 |
| 10 番 | 鈴 木 勉 市 |
| 12 番 | 今 村 恵美子 |

2、当日の欠席議員は次のとおり

|      |       |
|------|-------|
| 5 番  | 辻 本 勇 |
| 11 番 | 河 合 勇 |

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

|             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 伊 藤 定 勉 |
| 教 育 長       | 堤 清 司   |
| 総務課長兼企画振興課長 | 清 水 純一郎 |
| 税 務 課 長     | 山 田 篤 史 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 辰 見 栄 子 |
| 医 療 保 険 課 長 | 小 西 直 美 |
| 住 民 生 活 課 長 | 森 ちあき   |
| 会 計 管 理 者   | 馬 場 貞 子 |
| 人 権 政 策 課 長 | 西 山 逸 範 |
| 地 域 整 備 課 長 | 山 田 裕 樹 |
| 産 業 振 興 課 長 | 岡 村 浩 孝 |
| 上 下 水 道 課 長 | 中 山 圭 史 |

教 育 次 長                    西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 森 本 智 宏 |
| 書           | 加 藤 咲希子 |

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

**村岸議長** 皆さん、おはようございます。定刻より少し時間が早いですが、皆さんおそろいですので、第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、10番、鈴木勉市君、12番、今村恵美子君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木勉市君の質問を許します。

**鈴木議員** 議長。

**村岸議長** はい、鈴木君。

**鈴木議員** おはようございます。それでは、一般質問をいたします。

障害者の移動支援事業の拡充はどうなったのか町長にお尋ねします。

昨年の6月議会で、施設に入居している障害者の移動支援事業の拡充を求めたところ、関係者の会議等で提起をしたいとの回答でしたが、どうなったのか明らかにされたい。

後期高齢者のがん検診の周知について問います。

3月議会で、後期高齢者の健康診査について質問をいたしましたが、後期高齢者も、がん検診については町が実施するがん検診を受診していただきたいとの回答でしたが、次の点を明らかにしてください。

- 1、町全体のがん検診の受診率。
- 2、40歳から70歳、75歳以上の受診率。
- 3点目、住民主体の健康づくりの支援について問います。

第5次豊郷町総合計画の健康づくりとスポーツの推進では、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、生活の質を高めることを支援しますとあり

ますが、具体的にどのような支援をされているのか明らかにしてください。

4点目、農林業施策の周知について問います。

農林業施策の周知について。他の市町村が上げているホームページを見て、そこもホームページで上げることも考えていかなあかんとは思っていたので考えていきたいとの昨年9月議会での答弁でありましたが、その後どうなったのか、説明を求めます。

5点目、第3期豊郷町子ども・子育て支援事業について問います。

令和7年3月に、第3期豊郷町子ども・子育て支援事業計画、豊郷町子ども・子育て陽だまりプランが策定され、その中で、こども家庭センターの設置を進めますとされていますが、具体的にどうするのか、説明を求めます。

最後に、ごみ削減目標について問います。

繰り返しごみ問題で重要なことは、ごみをどれだけ削減できるかだと思いますが、ごみ削減目標について、次の点を明らかにしてください。

1、現在のごみ削減目標15%の策定経過について。

2、令和5年度の削減目標とその実績について明らかにしてください。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 おはようございます。

それでは、鈴木議員の障害者の移動支援事業の拡充はどうなったかのご質問にお答えさせていただきます。

移動支援事業につきましては、湖東福祉圏域の会議でサービス利用について話し合い、検討しましたところ、意見の一致はできませんでしたが、豊郷町としては、施設利用者であっても、家族や親族等の支援がなく、外出が必要と認められる方については、例外的に支援させていただくことにしました。今後希望される方がありましたら、ご相談等をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、第3期豊郷町子ども・子育て支援事業について問うのご質問の中で、こども家庭センターの設置を進めるとされているが具体的にどうするかについてにお答えさせていただきます。

こども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、出産前から子育て期に係る切れ目のない相談支援を円滑に行うため、母子保健機能と児童福祉機能の一元化を図り、連携を強化する機関でございます。豊郷町では、令和8年度からのセンター設置に向けて、今年度から母子保健業務を保健福祉課に移管し、保健師を医療保険課と保健福祉課の兼務にすることにより、児童福

社業務と一体的に支援業務を行うための体制を整えているところでございます。  
以上でございます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の後期高齢者のがん検診の周知について問うとのご質問についてお答えします。

検診別の受診率、その後に年齢別の受診率の順にお答えいたします。

まず、胃がん検診ですが、検診受診率は5.6%、40歳から74歳が5.7%、75歳以上が5.1%です。

続いて、大腸がん検診ですが、検診受診率は6.9%、40歳から74歳が6.7%、75歳以上が7.5%です。

続いて、肺がん検診ですが、検診受診率は18.6%、40歳から74歳が13.9%、75歳以上が33.4%です。

続いて、乳がん検診ですが、検診受診率は16.8%、40歳から74歳が20.2%、75歳以上が7.7%です。

続いて、子宮頸がん検診です。検診対象者が20歳以上の女性となりますので、20歳以上でお答えさせていただきます。検診受診率は14.0%です。

2つ目の年齢別受診率ですが、20歳から74歳が16.1%、75歳以上が6.2%でございます。

以上でございます。

引き続きまして、住民主体の健康づくりの支援について問うのご質問についてお答えします。

住民主体の健康づくりの支援として、大きな柱5つを目標に取り組んでおります。

1つ目の取組として、栄養と食生活です。肥満のリスクに対する啓発や適正体重を維持する取組への支援を行っております。自分の体の状態を本人が知っていただくために、各種健診を実施しています。また、国保特定健診並びに20歳から39歳の方を対象とした成人すこやか健診を受診された皆様に、個別の健診結果説明会の機会を設け、生活習慣病予防のための栄養相談、栄養指導並びに運動指導など適正体重を認識し維持するための取組についての説明、相談を行っております。また、乳幼児に対しては、栄養相談を行うとともに、乳幼児健診で肥満度の高かった場合には保健指導を実施しています。

2つ目の取組に運動身体活動への支援であります。こちらも健診結果説明会の際に、専門職による個別指導を実施しています。また、高齢者の健康づくり支

援として、老人会への出前講座での啓発、後期になっても一生青春事業でのウォーキングの実施や高齢者向け筋トレ教室の元気力アップ教室並びに元気力アッププラスα教室を行っております。

3つ目の取組に休養、心の健康への支援であります。子どもの頃から規則正しい生活リズムを定着させ、適切な睡眠が確保できるよう、乳幼児健診時に適切な睡眠時間の取り方へのアドバイスをしております。また、主な心の相談窓口一覧を広報紙で啓発をしております。

4つ目の取組に歯と口腔の健康への支援であります。子どもの頃の虫歯予防として、保育園、幼稚園、小学校と協力し、フッ化物洗口による虫歯予防の実施、妊娠期における妊婦への歯科健診受診勧奨を行っております。高齢者への支援として、後期になっても一生青春事業の中で口腔ケアについて啓発しています。

最後に、5つ目の取組にたばこ、アルコールへの支援であります。町広報紙での禁煙による健康改善の啓発、健診結果説明会での適切な酒量や休肝日の保健指導や、場合によっては医療受診勧奨を行っております。

以上でございます。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 改めまして、おはようございます。それでは、私の方からは鈴木議員の農林業施策の周知について問うについてお答えをいたします。

農林業関係の補助金の案内があった際は、その都度、認定農業者等に例年関係するものについては直接郵送にて案内をいたしまして、ホームページに掲載するようにしております。また、他の補助金につきましては、農林水産省のホームページにリンクできるようにもしております。農業関係者等に周知できるよう、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

住民生活課長 議長。

村岸議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ごみ削減目標について問うについてですが、まず、①について、15%の削減目標は、議員ご承知のとおり、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画に基づくもので、施設整備基本計画で設定した施設の規模に合わせ、令和元年度実績値から15%減量した値とされています。

②について、令和5年度の削減目標は、家庭系燃やすごみ1,074トンです。実績値は1,105トンです。

答弁は以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、鈴木議員。

鈴木議員 まず、移動支援の問題ですが、拡大されるというか対象になるという回答でありました。この事業が拡大されることになったちゅうのは非常にうれしいことで歓迎したいと思います。ただ、これまで支援が行き届いていなかった方が問題で、もっと早く支援されるべきだったんだろうというふうには思うところです。私たちは日常生活の中で買物に出かけて、家族や友達と外食を楽しむなど自由に外出することができますけど、障害を持っている方がなかなか外出そのものが、私の経験からでも大変ですし、施設に入居している方はなおさら大変です。とにもかくにも今回対象になったということは歓迎したいと思います。この事業をさらに拡大されるために2点質問をしておきたいと思います。

1点は、昨年6月議会での答弁では、移動支援の事業所が12か所、利用者は23人、延べ利用回数は648回とのことだったと思いますが、1人当たりの利用回数は延べ利用回数の648回を利用者の23で割ると、大体1回当たりの利用回数が28回程度になるのかなと思いますけど、1回当たりの平均利用額が幾らぐらいになっているのか、分かれば教えていただきたい。

それから、もう1点は、直近で今現在施設入居者が何人おられるのか明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

1回当たりの平均利用額は、1人1回当たり4,248円でございます。施設入所者でございますが、直近で6名になっております。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問ですか。

鈴木議員 はい。1回当たりの平均利用額が1,300弱ぐらいということですから、仮に10回利用されても1万3,000円、1万5,000円かからない、仮にですよ。これぐらいの少額で実施できるわけですから、施設の入居者は、障害福祉支援区分が4以上の方で非常に障害の重い方です。仮に月に1度利用されても、これぐらいの額で利用できるちゅうということですね。ぜひ積極的に利用できるように周知をお願いしたいと思うんですが、今、直近の入居者が6人ということでは

たので、今回はこの当事者の1人の方からこういう声が上がって支援ができるようになりましたが、ぜひほかの方にも周知をしていただいで、この施策の充実に取り組んでいただきたいと思いますが、回答をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 はい、辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

現在ご要望があったということで、ほかの施設入所者の方にも、こういったことを周知の方をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、鈴木君。

鈴木議員 次、がん検診の問題ですが、最後聞き取りませんでしたのであれですが、肺がんの受診率が75歳以上が30数%で、74歳までの方よりもかなり多いということだったと思いますが、ただ、3月議会で後期高齢者もがん検診の対象で、もっと積極的に受けていただきたいということでしたので、3月議会が終わってから、私の周りの方にこんなやでというふうにお話をするんですが、まだまだそのことを知られていない方が結構おられましたので、え、そうだったんやというような話を結構聞きましたので、ぜひさらに受診率が高められるように取組をお願いをしたいと思うんです。

そこで具体的にお願いいしたいなと思うんですが、いろいろたくさんがん検診については、いろんな案内を配っていただいております、私も目にしているんですが、例えばこのチラシですと、ここに40歳から受けられますと、この機会に受けてみませんかというふうに書いていただいているんですが、なかなか75歳以上のこれを受けられるというようなことが、40歳以上ですから、もちろん当然75歳以上も分かるんですけど、もう少し例えば丁寧に75歳以上でも受診できますというようなことをもう少し大きく書いていただくとか、意図は分かるんですけど、そこのところもう少し丁寧にお願いできないかというのが1点です。

それと、もう1点は、このチラシの裏なんですけど、5月14日はリフト車なしと書いていただいている。これも行政側の意図としては、ところで5月15と16日はリフト車なしというのがありませんから、逆に言えば、この日はリフト車があると、リフト車ですよということなんだろうというのは、知っている人が読めば分かるんですけど、これだけではなかなか分かりにくいと思うんです。リフト車の配置については、障害を持っておられる方から、車椅子でなかなか受



診できないという声がありまして、改善をしていただいて、リフト車があれば検診ができるようになったんですが、私も町の検診で豊栄のさとに行くと、最近結構ちゅうかかなり多くの方が車椅子で並んでおられるのが見られます。

そこで、例えば14日はリフト車なしなんです。15日と16日はリフト車があるわけですから、例えばこの日は車椅子でも受診できますよとか何かそういう、さらにきめ細やかな周知をお願いをしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいますように、見させていただきますとリフト車なしのみの記載でございました。このチラシにつきましては、区民の皆様に回覧させていただいたところでございますが、これ以外におきましても、広報とこのチラシ回覧等をさせていただきますいております。読んでいただく方に分かりやすく伝えられるように努めさせていただきたいかと思っておりますので、気をつけて見させていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、再々質問ですか。

鈴木議員 次の質問に行きます。

村岸議長 次、ですか、はい。

鈴木議員 健康づくりの問題です。

様々な医療保険課で取り組んでおられる事業は、回答がありました。ただ、第4次豊郷町総合計画の基本計画では、つまり住民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んで生活の質を向上させるところ書かれている。このとおりだと思うんですね。目指す方向については、私もそう思います。

じゃ、重要なことは、健康感を大切にしながら自己実現ができる、生活の支援を高める支援を、町民の主体的な取組にどう支援するのかということだと思うんです。主体的なという文字がありますから、主体的な健康づくりといったら、何を言うんだろうというふうになんかちょっと考えてみたんですが、いろいろ思い浮かぶものはたくさんありますけど、例えばグラウンドゴルフとか、町とかいろんなところでやっておられる健康教室とか、それから私の同級生もテニスなどをやっているかよく誘われるんですが、ソフトテニスに來いとか、最近では新聞のチラシに健康ボウリング教室とかというのなんかもありまして、私の近所の方も行っておられます。いずれにしても、昨今の健康志向の中で、そういう取組

があると。

私はそういう中でも今回提案したいのは、一番身近な主体的というんですから、取組が、私たちの周りで言うたらウォーキングというんですか、結構たくさんの方が歩いておられます。テレビなどの影響もあって1日1万歩がいいとか悪いとかという議論もはやっていますし、また、大股歩きがいいとか小走りがいいとかいろいろ取り上げられておりますが、うちの町内でも朝夕たくさんの方が歩いておられる。

そこで、提案なんですけど、例えばウォーキングされている方たちにジャンパーでもたすきでも何でもいいんです。夜は危ないというので蛍光の、夜に何もなしで歩いておられる方も私は遭遇いたしますが、何色の蛍光のたすきでもいいんです。そういうウォーキングしている方たちを支援するという、予防に努めるといふ支援ができないかと。例えばジャンパーの後ろに、「歩いて健康づくり豊郷町」とかというふうに書いておけば、これはそれだけで歩く啓発にもなるわけですし、ぜひそういう形で主体的な健康づくりを支援する施策を、例えばそんなことができないかということ、これもそんなに予算がかからないと思うんですけど、何でもいいんですけど、まずその一歩から始めたらどうかということ、提案をしたいんですが、いかがでしょうか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

主体的に健康づくりに取り組むということは、健康課から与えるものではなくて、自分で意識して行動を起こしていただくことが、健康を積極的につくっていくことだということも認識しておりますが、議員さんがおっしゃいますように、ウォーキングはその1つであると認識しております。

ウォーキングにつきましては、生活習慣病の予防でありましたりとか改善など健康面への効果でありましたり、気分転換など精神面への効果などに役立つものであると認識しております。夕暮れどきにつきましたり夜については、反射材を身につけることであつたり、明るい色の服装を着用していただくなど、個々が交通安全に配慮することが必要であると思っております。蛍光のたすきやジャンパーなどについては、一律皆様にお渡しすることは考えておりませんが、保健事業への参加者への啓発を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々。

鈴木議員 次、行きます。

村岸議長 次ですか、はい。

鈴木議員 農林業の問題ですが、回答は、国の施策等については、ホームページに上げられているという、対応はそういうことだと思うんですが、そういう施策を、例えば県の施策にしてもホームページに上げて皆さんに周知をするというのは、ある意味当然の業務だというふうに私は思っていて、今まで何でそれが、むしろされてこなかったんだろうというふうに思うんですね。

幾つか質問いたしますが、例えばネットで検索をしてみますと、こういうページがありました。滋賀県の農業に関する補助金・助成金、滋賀県の農業に関する機関、県下の13市6町の農業に関する補助金・助成金、産業振興課の情報というページがあります。これを見ますと、県下の各市町の情報が記載されていて、例えば大津市農業に関する助成金の欄があって、そこをクリックすると、各市町の情報が出てくる。例えば愛荘町は人・農地プラン、水田収益力強化ビジョンと出てきます。甲良町は令和7年度農地利用効率化等支援交付金というのが例えば出てきます。多賀町は町独自でやっておられる多賀町農業用機械等導入支援事業補助金などなどが上がっています。

豊郷町は、クリックするとどうなると思いますか。ページが見つかりません、リクエストされたページは削除されたか現在利用できない可能性がありますと、こう出てくるんです。昨日もこう出ました。うちの町だけなんです。ほかの町は、濃淡はありますけども、クリックするといろんな施策が出てくるんです。

お聞きしますが、非常に恥ずかしい、ずっとクリックして。このホームページがなぜ上がっていないのか。こういうホームページがあることをまず承知をしておられるかどうか、そのことをまずお聞きをしたいと思います。

2点目は、去年の9月議会では、滋賀県未来投資支援事業というのがあって、これを農業者の方が自分で見つけられて、自分で申請をして20万の補助金がついたと。この制度をご存じですかと質問したところ、県の制度は勉強不足で把握をしていないという答弁でした。これは去年9月の話です。担当課が県の制度を知らずに、町民が自ら申請した自体は怠慢だというふうに私は思うんですが、そこでお伺いしますが、国の制度はそういうことだったと思いますが、これも例えば調べてみるとこういうのがあります。補助金資金調達ガイド、これはちょっと古いですけど、というのがあって、県の農業関係の制度もこうやってたくさん上がっているんです。

まず、こういうのを担当課の方が把握をしておられるのかどうか、お聞きをします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

県のホームページ等の中で本町の施策の部分が掲示されないということでしたんですけれども、その点のホームページ等はあることはご存じだったんですけれども、リンクの方がうまいことできていなかったというのは、そこまで確かめてはおりませんでしたので申し訳ございません。今後、確かに同じようなものはうちところもホームページに上げておりますので、リンクがうまくいくようにしていただきたいと思います。

また、滋賀県の未来の投資補助金、総合補助金についても、昨年9月に議員さんからお話を頂きました。そのときも、滋賀県の補助金ということであまり知らなかったということで回答させていただきましたが、それは調べさしてもうて、補助金の内容から基本、商工会等が関係してくる補助金であったため、本町でのホームページ、特にはしておりませんでしたけれども、今後につきましては、本町にも中小企業関係のものがあまりできておりませんでしたので、議員さんの指摘も踏まえまして、関係するものについて考えていきたいなと思っております。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、次の質問ですか、再々。

鈴木議員 再々。

村岸議長 再々質問、はい。

鈴木議員 リンクがうまくできてへんかったら、最後までリンクができるようにしなさいよ、それは。だって、それは仕事でしょう。リンクがうまくいきませんでした、それは言い訳ですよ。回答じゃないですよ、それは。リンクがうまくできなかつたら、私もパソコンは不慣れでなかなかうまくいきません。でも、最後まで何とかしようと思いますよ。でも、それは仕事じゃないですか。リンクがうまくいかなかったちゅうのはちょっとどうかと思いますね。

私は思うのは、産業振興全体に対しては、例えば今までいろんな問題があったじゃないですか。2022年、令和4年9月議会で取り上げた農地利用効率化支援金の問題、課長、覚えておられますか。この制度を申し込もうと役場に連絡したら、その期限が既に過ぎていて申し込めなかったという問題がありましたよね。その問題は指摘をさせていただいたと思います。この問題について、中日新聞は9月7日付で取り上げているんですよ。町内で対象となる23人のうち6

人に通知が送っていなかったと。町長の答弁で、担当者の職員や課長の理解が不足していた。このような結果を防げず申し訳ない。今後は制度についての理解を上げていくというふうに回答されていますね。

このときのもう決裁は課内や課を回っていたのに、漏れていたことに誰も気がつかなかったということです。そんなことあるのかというふうに質問をしたのを覚えていますけど、例えば課長、今の県の施策でもいろいろあります、この中にね。でも、担当課の仕事は、この中から農業に関するやつを拾い出して、抜き出して、そしてそれを周知するというのが仕事だと思うんですよ、私はね。当然の仕事だと思うんです。今、米問題が大きな問題になって、米をめぐる国の制度の在り方も議論の俎上に上がっていますけども、うちの町の産業、農業振興化のために担当課の方で頑張っている仕事をされることを求めますが、当面、先ほど指摘をしたリンクがうまくいかなかったということで、これをまずどうするのか。

それから、たくさんある中でも農業関係の施策を抜き出して、農業者向けの施策をつくっていくことを求めますが、回答をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

県のホームページのリンクの関係につきましては、また県とお話をさせてもって、リンクができるようにさせていただきたいと思います。確かに町のホームページには載っておりますので、そこはちゃんと飛ぶようにしてもらおうようにさせていただきたいと思います。

また、農業関係等の周知につきましては、本当にホームページ等もしっかり活用しながら農業者さん並びに住民の方に目が届くように周知してまいりたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、次の質問に行ってください。

鈴木議員 こども家庭センターの問題ですけど、先ほどの話では、保健師さんが兼務体制で、そういう体制を整えておられるというような回答だったかなと思うんですけど、こども家庭センターは2022年に改正された児童福祉法に基づき、2024年から設置されることになりまして、令和5年8月のこども家庭センターについてというこども家庭庁支援局虐待防止課の資料というのがここにあるんですが、その役割については、子ども、子育て、妊産婦の包括的支援を行う施設だというふうに書かれていて、それからその施設には、センター長（総括

支援員を兼務可)、保健師を1名以上を臨時に配置しなさいというようなことが、この中で書かれているんですが、私はここに書かれている子どもや子育て世帯、妊産婦対象の医療、福祉、保健、教育、多方面から継続的な支援、これをするには、これらの施策が縦割りになっていて、うちの町でも、各課でこんないろんな政策が個別にやられていると。

私は、まずその前に、うちの町のこういう縦割りの弊害をなくして、役場機構全体でどうしていくかという見直しを先に行った方がいいんじゃないかと思うんですが、回答をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今までも各部署において連携を密に事業の施策を密に行ってまいりました。今後もさらに連携を強めて、切れ目のない支援を行っていく所存でございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 はい、再質問。次ですか。次に行ってください。

鈴木議員 最後のごみ問題ですが、削減目標ですが、令和5年度の目標が1,074トンで実績が1,100トンということですから、という回答だと思しますので、ざっと計算したら31トンぐらい目標値よりも上回っているということになるかと思うんですが、目標値があれやったら、この資料を今さっと読まさしみたんですけど、1,105トンというのは、令和3年度ぐらいの目標ですか、この資料によりますと。ですから、1年か2年ぐらい遅れの実績になっているということでもなるんじゃないかというふうに思います。

それから、回答にもありましたけど、今の現在の減量目標15%というのは、令和4年3月に策定された彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理基本計画です。この中に書かれていますのは、広域行政組合では、施設整備基本計画で策定した新ごみ処理施設の規模に基づき、本計画では、施設整備基本計画で設定した、次です。熱処理施設規模と乖離しないように、減量目標を施設規模に合わせて設定するとされる。熱処理施設を対象にしていると書かれているんです。言い換えると、つまり現在では熱処理施設、焼却施設はもう頓挫をしてしまっていますから、規模に合わせた減量目標ということですから、その計画が、令和5年度の実績から15%の減量と、こういう計画だったというふうに思います。

今、広域行政組合で進められているごみ処理施設が、当初は焼却施設で進められました。広域行政組合の管理者は彦根市長ですけど、彦根市長さんが代わられ

て、次は焼却施設に代わってトンネルコンポストだという方式が提案をされました。今度またこの4月に行った市長選挙で新しく市長さんになられた方が、もうトンネルコンポストというのはもう反対やと表明されて、一体これからどうなっていくのかというふうに全く見通しが立っていません。一日も早く各市町の財政負担が少なく、将来に負担を先送りしなくて、環境にも優しい、そして多くの住民が納得できるごみ処理の施設が必要なのかと思いますが、その施設問題はさておいて、この間議会でも繰り返し主張してまいりましたが、ごみ問題の要はごみをどれだけ減らすかということだと思います。

3月議会では、スポンジをヘチマにする、12月の月間で何かご意見がありましたかとお聞きをすると、スポンジをヘチマにするとごみはならぬので、最後は堆肥になるという意見があったので、ヘチマの種を役場で配付したいというのが3月議会の答弁でした。

4月22日の中日新聞、これですが、の中日新聞では、「ヘチマ、育てて楽しいね」というのが報道をされました。その紹介記事が、そこで私も実は担当課の方にヘチマはありませんかというふうに取りにいったんですが、ちょうど私が行きました午前中にヘチマがなくなっていたということで、町民の皆さんの関心が高まっているというのは非常にうれしいことだと思います。

その高まりと同時に、焼却施設の設計する規模に合わせて策定された15%削減計画を見直して、町独自の削減計画を策定したらどうかと思いますが、見解をお願いをいたします。

住民生活課長 議長。

村岸議長 はい、森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本町にとって、ごみ減量は重要な課題と認識をしております。ごみ減量目標の15%が今現在まだ未達成であることから、引き続き15%削減を目標に取り組みたいと考えております。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問ですか、はい。

鈴木議員 再々質問です。

新しいごみ処理施設が焼却方式、トンネルコンポスト装置のどちらもなくなって、今新しい局面になっています。繰り返しますけど、焼却施設の建設を前提に策定をされた15%削減計画、そういう意味ではもうその計画そのものなくなったのではないかというふうに思うわけです。

その点で、豊郷町議会では、2022年、令和4年9月議会で、彦根愛知犬上ごみ半減を進める会から出されたごみの抜本的な、抜本的なです、減量計画の策定を求める請願を策定し、議会から町長に送付をしています。その請願事項を見てもみますと、豊郷町ごみの資源化を進め、2030年度までにごみを半減化するなど抜本的な減量計画を立てるという内容だったとは記憶をしています。ぜひ、採択をされたこの請願事項の具体化について検討を求めます。

削減計画の策定、例えば15%が20%でも、30%が50%でもそうですが、計画の段階から町民も参加をして、みんなでごみ問題に取り組めると、そういう、ある意味、今がチャンスだと思うんです。ある意味、この期間がチャンスだと思うので、そういう町民を、先ほど健康づくりで住民主体のまちづくりを提案しましたが、ごみ問題でもやっぱり町民が主体となったそういう取組を、いい機会だと思いますので、この機会に再構築をしたらどうかというふうに思っているんです。

この請願は、甲良町、多賀町、愛荘などでも採択をされています。本町は、ごみの乾燥機を町長のリーダーシップ発揮でいち早く設置をして、そして生ごみの堆肥化に先進して取り組んだ。ごみ問題でも、そういう取組をしてきた町だというふうに思っています。ぜひ施設問題が今頓挫をしているこの期間、私は逆にピンチはチャンスだというふうに思います。この間ぜひ町長のリーダーシップを発揮していただいて、1つは、本町でのごみ抜本的な計画を町民の皆さんと一緒に取り組むというようなことをしてはどうかと。それから、1市4町での中のごみ削減化に向けて、ぜひ町長のリーダーシップを執っていただきたいということ。

**村岸議長** 鈴木議員、手短かに頼みます。時間ばかり気にせんと、手短かにやってください、ばっばと。

**鈴木議員** いや、だから、町長に見解をお願いを申し上げます。

**伊藤町長** 議長。

**村岸議長** はい、町長。

**伊藤町長** それでは、鈴木議員の再々質問にお答えします。

焼却から、そしてトンネルコンポスト方式、要するに焼却からそちらに移ったのは、環境に優しい、そして費用は安くつくという形の中で、そっちへ行ったわけでありまして。交付金が2分の1になることが条件であります。それはどうなるか、私は分かりません。それで、2分の1にならなったら、元に戻るかも分かりません。

ただ、ごみの減量化は避けては通れないと思います。いろいろ担当課長とも、



そしてまた業者ともいろいろな情報を得ながらやっていくところでもございますし、まず、豊郷町の減量推進委員会ちゅうのがありますから、そこで何が大事やというたら、やはり分別やろうということで、今議論していただいておりますので、町民の皆さん隔々までがどのように分別できるか、そしてそれが守れるかちゅうのが一番大切なんです。こんなことを全部分けましようと言うたかて、それがどっかで違うように入っていたら、最終はベルトコンベヤーで人間が分けるちゅうのが最終だそうです。それはどうしたらいいんですかというたら、もう最後は、ベルトコンベヤーでゴミを流して人間が分けられないかと。それやったら、そんな費用がかかることはなかなか難しい。徹底することが大切だと思いますので、それに向けていろいろ知恵を出しながらやっていきますので、また皆さん方のお力をよろしくお願いします。

**村岸議長** 次に、井上喜美子君の質問を許します。

**井上議員** 町長、教育長にお伺いします。

小中学校の給食費無償化事業の課題についてお尋ねします。

町は給食費の無償化を実施していますが、私なりに豊郷町の給食費無償化について調べてみたところ、町は小中学校の給食費無償化事業及び小中学校の給食費助成事業の2事業で給食費の無償化を実施していることが分かりました。いずれも子育て世帯の経済負担軽減及び若者世代の定住促進を目的に、町内の在住者で、町内外の義務教育学校へ通学している児童生徒への無償化または学校給食の一部を助成しているということでした。

ここで疑問に思ったのは、町外の中学校へ通学しているけれど、無償じゃないということを知ったことがあるということでした。そこで、給食費無償化について協力してもらいながら情報を集めたところ、文部科学省から令和6年12月27日に給食無償化に関する課題の整理についてというのが公表されていて、その中の1つの課題として、給食を実施していない学校の児童生徒は事業の対象とならず、児童生徒間の公平性に課題があると書かれていました。

このようなことから、次の5点について答弁を求めます。

1つ、本町の小中学校給食費無償化の対象児童生徒の人数は、小中学校全体で何人いて、そのうち町外の小中学校へ通っている児童生徒は何人いるのか。

2つ、町外の小中学校へ通っている児童生徒はそれぞれ何人いるのか。

3つ、助成の対象人数と対象でない児童生徒は小学生、中学生それぞれ何人いるのか。

4つ、町は給食費無償化の目的を子育て世帯の経済的負担の軽減及び若者世代の定住促進としていて、つまり児童生徒がいる家庭への支援を目的としてい

ることから、助成の対象でない児童生徒がいるのであれば、豊郷町在住の児童生徒全員が事業の対象となるように、豊郷町独自でも現在対象となっていない児童生徒を助成の対象とすることを提案しますが、いかがでしょうか。

5つ、給食費無償化を継続事業とするには、安定的な財源が必要だと思います。この事業を継続事業とするための財源計画はあるのか。また、検討はしておられますか。

教育次長 はい、次長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、井上喜美子議員の小中学校の給食費無償化事業の課題についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の給食費無償化事業の対象者については、令和7年5月1日現在時点で小学生412名、中学生236名、うち町外への学校に通学している児童生徒は小学生8名、中学生22名です。

2番目の町外の小中学校に通学している児童生徒は小学生9名、中学生31名です。

3番目の助成対象人数については、先ほどお答えしたとおりであり、対象外の児童生徒は小学生1名、中学生9名です。

4番目の豊郷町在住の児童生徒全員が事業の対象となるよう提案するかどうかの問いにつきましては、給食事業を利用していない児童生徒について、事業の対象とする予定はありません。

5番目の財源につきましては、現在ふるさと納税を財源としております。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 はい、再質問。

井上議員 今は検討は考えていないということですが、この対象となるのは名目は給食費となっています。けれども、対象は地域に住んでいる小中学生、町外に通っていても、豊郷町で実施しているのであれば、豊郷町の中の小中学生がたまたま町外の学校に行っている。町内の給食費、大体4,000円ぐらいやと思うんですけども、せめてそれぐらいの町内の小中学生に対しての助成は考えておられませんか。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、井上議員の再質問にお答えいたします。

町外の子どもさんであっても、給食事業の方を利用されている方につきまし

ては、質問の中にもありましたとおり、小中学校給食費助成事業で、町外の給食費につきましては、うちの町の給食費を上限として助成の方は実施の方をしておりますので、あくまでも先ほどもお答えしましたとおり、給食事業に対する助成ということになりますので、給食事業を利用されていない児童生徒さんについては、助成対象外ということになりますので、ご理解の方をよろしく願います。

以上です。

**村岸議長** 再々質問、もう終わり。

**井上議員** はい。

**村岸議長** 次に、西澤博一君の質問を許します。

**西澤議員** はい。

**村岸議長** はい、西澤君。

**西澤議員** それでは、一般質問を行います。

町長、教育長、学校における不審者対応はということで、学校に不審者が侵入して子どもや教職員の安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害を加える事件が発生している状況をマスコミ等によって見聞きしましたが、学校保健安全法の第26条では、学校安全に関する学校の設置者の責務として、事故、加害行為、災害に対する学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう求めるものと明記されていますが、そこで次の点について答弁を願いたいと思います。

1、侵入、防止対策について、学校の施錠管理、来校者の管理、防犯カメラの設置及び設備、校内の定期的な巡回は、また職員の安全教育訓練の実施。

2、不審者侵入時の対応について、不審者侵入時の対応の訓練、緊急連絡の警察との連携、子どもたちを守る安全対策などをお聞きしたいと思います。

**教育次長** はい、議長。

**村岸議長** はい、西山教育次長。

**教育次長** それでは、西澤博一議員の学校における不審者対応はのご質問にお答えします。

1点目の侵入防止対策についてですが、校内の施錠管理につきましては、登校後、来客がない場合は通常は校門を閉め、関係者以外は入れないようにしております。また、来校者管理については、玄関に名簿を設置し、氏名をご記入いただき、管理の方をしております。防犯カメラについては、豊郷小学校9台、日栄小学校8台、豊日中学校21台を設置し、常時録画するとともに、職員室及び校長室のモニターで来校者が確認できるようにしております。校内の巡回について

は、管理職を中心に実施しており、訪問者があれば、全ての職員が挨拶するなど声をかけるようにしております。また、異常時には教員等が職員室に連絡する体制を構築しております。

職員の安全教育、訓練の実施については、学校安全年間計画に基づき、職員研修や訓練の方を実施しております。また、不審者に関するニュースや新聞報道等があるごとに、教職員の間で話題に上げ、自校での対応をシミュレーションするなど日常的に児童生徒の安全を守る意識を持つようにし、不審者対応マニュアルの再確認を行うなどをしていただいております。

2点目の不審者侵入時の対応についてですが、不審者侵入時の対応訓練については、年間計画に基づき毎年実施しているところであり、内容については各校において決定されますが、実施の際には警察からのご指導を頂くこともございます。緊急連絡、警察との連携については、緊急時の連絡はもちろんのこと、交通安全教室をはじめ、日頃から子どもの安全確保のために、豊郷駐在所及び彦根警察署と連携を取り、安全確保のご指導も頂いております。

子どもたちを守る安全対策などについては、職員のみ、児童生徒のみ、防犯カメラの映像等によりいち早く異常に気づき、素早い対応ができるよう心がけていただいております。また、不審者侵入時には、校内放送を活用し、全校児童生徒に知らせる予定です。その際、児童生徒は教室に入り鍵をかけて身を守るよう指導していただいております。

以上です。

西澤議員

議長。

村岸議長

はい、再質問。

西澤議員

ありがとうございます、ご丁寧にご答弁いただきまして。

まず、1点目なんですけども、1と2のダブる可能性はあるかと思いますが、まず1つお聞きしたいのは、テレビ報道で、学校の不審者があったというのが報道でありました。そのときに県からの何か指示等々はあったのか、ちょっとそれだけ一遍まず、あったら、どのようなことが指示されてきたのか。県の教育委員会からどういうことがあったかお聞きしたいと思います。

そして、もう1つですけども、校内の施錠管理、私も学校等々は行っているのですが、施錠管理はされていると思いますけども、この間も豊郷小学校、玄関はあれやけども、裏の内側は確か錠がかかっていないのかなと思うので、それだけ一遍点検して、もしかかってなければ、閉めていただくようお願いしたいと思います。

もう1つは、防犯カメラについては、これは前々から私も質問したと思います

けども、学校の中だけではやはり防犯カメラのあれはあまりよくないので、外から侵入する方が多いのではないのかということで防犯カメラの設置をされたと思います。それが、今の教育次長の言われたように、そのような対応をされたことは本当にありがたいと思います。

そこで、日頃から事態をそうやって起こったときに、学校の中の役割分担というのはあると私は思うんですけども、その中で、各学校によっては不審者の侵入の緊急管理のマニュアルというのは違うてくると思うんですけど、うちの町としては、まず校長、教頭がトップになって、いろんな先生方が役割分担をされていると私は思うんですけども、その点については、どのような役割分担をされているのかお聞きしたいと思います。

もう1点ですけども、万が一侵入されたときに、この間も中日新聞で、守山の中学校やったかな、学校の先生同士が侵入者が現れたときにそういう対応をするのは新聞に載っていました。これは多分、先生が侵入者で、ほかの先生がそれを防衛する、そういうやつが載っていたんですけど、そういうような訓練やらは学校としてはやっておられるのかなと思うんですけども、その点についてはどうかなと思います。

もう1点は、緊急のときに、学校と地域の子どもたちの安全のためのネットワークづくりとか、そしてこども110番もあります。うちもこども110番のあれはありますけども、そういうような学校、地域との連携等についてはどのような形で進められているのか、その点についてもお答えを願いたいと思います。

あともう1点ですけども、教育委員会用と学校用のチェックリストというのはあるんですかな。調べてみたら、そういうリスト、子ども安全確保についての教育委員会の方針とかそういうなものがあるんで、そういうなものは、教育委員会用と学校用のそういうチェックリストというのはあるのか。あるならば、一遍ほかのところを調べてみて、こういうようなことをやっているのかなというのも1つの防災、子どもたちを守る意味でも大事なことかなと私は思うんです。

いずれにしましても、うちのところ、小学校、中学校等にはそういうようなことは今は起こっておりませんが、しかし、いつ起こるか分からないということがありますので、やはり全て、今、次長が言われたようにやっておられるのは答弁ありまして、ほんであれだと思うんですけども、やはりそこら辺は気を引き締めて、日頃からのそういう気持ちは持っていかなあかんのかなと私も思いますので、そういうことを含めて、堤教育長は学校の校長でもあったし、そして先生をしていておられたと思うので、そういうような内容のことについては、堤教育長の方が明確な答弁を頂けるかと思うので、お願いしたいと思います。

教育長 はい、議長。

村岸議長 はい、堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。

5点ばかりやったかなと思うんですけど、まず、1点目ですけど、学校の施錠については、子どもたちが登校したら一応基本的には施錠すると。ただ、子どもたちも時間どおりにきちっと入るわけでありませぬので、遅れてくる等子どもたちもいますし、また保護者の用事等もありますので、そういった部分では若干できていないところがあるかと思いますが、再度注意するようにしたいと、このように思います。

2つ目のマニュアルですけど、当然それぞれマニュアルに沿って、各職員室には子どもたちの事故ケアで救急車を呼ぶときのマニュアルを表にしておく。そして、不審者が入ったときの指示系統についても、職員室で誰が見ても分かるようにということで、各小中学校それぞれ職員室では、そういった指示系統あるいは役割分担等を掲示してあると。だから、新しく来られた先生も、それを見て対応していくというようなことになろうかと思ひます。

3番目、侵入者の訓練ですけど、これはもう職員は行っております。特に各学校、さすまたを用意してありますので、さすまたの正しい使い方とかそういった部分も、地域の警察の方にも協力を頂いて行っているところであります。

4点目の子どもたちのネットワークづくりですけど、子どもたちの登下校について、地域の方にもご支援、ご協力いただいているところであります。そういった部分では学校からも地域の方にどんどん発信していくという、そういうふうに取り組んでおるところでございます。

5番目のチェックリストについては、子どもたちそれぞれ、例えば支援の必要なお子さんにはどういった不審者が来たときの対応が必要なのかというところ辺の必要性から、個別の支援あるいは個別の避難の方法等をそれぞれ各支援学級の先生方を中心に、また通常学級の先生方も、通常の学級にも支援の必要なお子さんはいると。そういったところ辺で適切な対応、適切な避難ができるように、チェックリストでもって確認しているという状況であります。

以上です。

西澤議員 議長。

村岸議長 はい、再々質問。

西澤議員 今、やはり元校長で学校の先生をやっておられたさかいに、中身のことは詳しく言うていただきましてありがとう。

この点について、私は初めて不審者の問題は事件が起こったさかいに調べさ

せてもうたら、こういうようなことがあったというので初めて勉強させてもらったんですけども、学校の保護者の方々は、万が一こういうようなことがあったときにはどういような対応を取っておられるかということは、学校の方からお知らせは、災害があったとか不審者がありましたとかそういうなもんは仮に出たとしても、細かくはなくても、今後こういうなことは教育委員会か学校としてはこういうなことを対応していますよということは、PTAの方々にはお知らせをしているのかしてないのか、この点についてお願いいたします。

教育長 はい、議長。

村岸議長 はい、堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

不審者等についての保護者への通知というかお知らせであります、学校だより等でお知らせしているという状況でありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

西澤議員 議長。

村岸議長 はい、次の質問に行ってください。

西澤議員 各学校だよりで言うてんのかな、どうかな。

次に、町長、教育長です。学校安全計画の現状と実施状況。

学校保健安全法の第27条には、学校は、安全の確保のため、施設の安全点検、通学を含めた学校生活、日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他の安全計画を策定し、実施しなければならないとありますが、これは何も学校だけの中だけの安全だけでなく、登下校するときのこととかそういったところを含めた子どもたちがよく遊んでいる日常生活の場におけるいろいろな安全に関する指導を行うことだと思ひますが、例えば学校で安全教室なんかがあります。自転車の乗り方とか横断歩道の安全な渡り方とかといった授業が先日ありました。私も、先日、これは参加してまいりました。こうしたことが、通学を含めた学校生活、日常生活における安全施策で実施しなければならない学校の義務だと思ひますが、学校の計画実施内容と教育委員会との見解について答弁をお願いをいたします。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、西澤博一議員の学校安全計画の現状と実施状況はのご質問にお答えします。

学校では、各教科並びに各種教育、特別活動や学校行事を通じて様々な場面で

想定し、年間を見通した安全教育計画を作成し、計画に基づいた指導を行っているところでございます。また、学校施設管理面では、毎月1回全職員が担当場所の安全点検の方を行っております。児童生徒等の事件、事故、災害はあらゆる場面において発生し得ることから、全ての教職員が児童の安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められていると考えております。

以上です。

西澤議員 議長。

村岸議長 はい、再質問。

西澤議員 この質問については、やはり子どもたちの安全確保が一番大事なことと思いますので、学校と教育委員会教育、また交通安全に関わっていただいている方々といま一度議論を重ねて、子どもたちの交通安全を守っていただきたいと思っております。

ただ1点、この頃よくスマホを持っておられる子どもたちがおるので、自転車に乗りながら見ている子がたくさんあります。そしてまた、うちの町からヘルメットの支給をしておりますけども、ヘルメットをかぶっていない子どもたちもおりますので、その点については、なお一層の指示等を家庭も含めて指導するように、学校の方から、教育委員会の方からも重々伝えていただきたいと思っておりますが、その点についてお願いいたします。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、西澤議員の再質問にお答えします。

学校外での安全の確保につきましては、学校を通じて、各ご家庭であつたり子どもたちへの指導の方はこれからも実施の方をしていきたいと考えておりますので、ご提言ありがとうございます。

以上です。

西澤議員 次、行きます。

村岸議長 次の質問、はい。

西澤議員 次、町長に、一級河川における水害被害（洪水・氾濫等）の対応はということで、私はこれまでに何度か災害に対する質問を行ってきたところですが、令和3年8月11日から降り出した大雨で、西日本、東日本の広範囲に大雨となりました。本町においても、岩倉川、小増川の河川の水位の上昇が見られ、河川氾濫の危険性を感じたところであります。

県は、緊急浚渫推進事業による河川に堆積した土砂の撤去や繁茂した草等を除去し撤去して、河川の疎通能力を回復させ、いわゆる浚渫工事を行い、河川環



境の安全を行いました。今後も、町は県と連携を図りながら、河川の浚渫工事を定期的に行い、河川の洪水・氾濫をする水害を行わないよう対策を求めますが、答弁を願いたい。

また、町は、河川の氾濫、水害を想定して、豊郷町に総合防災マップに活用する全戸配布していますが、今、まだまだ町民の方々が内容を理解していない、行動に移られる方は少ないと思いますので、こうした点についても周知徹底をすることを考えていますが、答弁をお願いをいたします。

地域整備課長 はい、議長。

村岸議長 はい、山田地域整備課長。

地域整備課長 それでは、西澤議員の一級河川における水害被害（洪水・氾濫）などの対応はのご質問にお答えいたします。

岩倉川はまだ記憶に新しいですが、令和3年8月14日に岩倉川が氾濫危険水域に達し、避難指示を出しました。その関係で、吉田から目加田までの浚渫、ウェブ版簡易水位計で宇曾川との合流付近の調整を実施していただきました。また、滋賀県では、令和6年度から令和10年度までの河川整備5か年計画を作成し、整備を進めておりますが、浚渫などは現地の状況を確認し、緊急浚渫推進事業債も活用しながら実施していくとされており、3年前に比べると土砂の堆積もしてきましたので、折を見て要望していきます。

また、滋賀県河川課では、河川愛護事業を推奨しております。県内どの自治体も高齢化により河川愛護事業が衰退してきておりますが、事業の中で川ざらえ事業の項目があります。重機でならずことになりませんが、100%補助です。令和3年度に雨降野区で実施されており、川切りとは別に一考いただければと思います。

次に、防災マップの周知などですが、毎年防災訓練に併せて啓発をしております。字には大きく拡大したマップを配付して、活用していただいております。自助・共助の部分になってきますので、今後も啓発を続け、ご家族で話し合い、災害時に行動できるように準備をしていただければと思います。

以上です。

西澤議員 議長。

村岸議長 はい、再質問。

西澤議員 今、課長から答弁がありましたように、浚渫なんですけど、今現在多分岩倉川の河川を見ていただければ、大分広がっております。恐らく大雨が降ったときには水位も上がり、氾濫を起こす手前までなるかならんか別に、可能性はありますので、そういうなことも考えてもらいたいと思いますけど、河川においてやはり

浚渫の工事目的というのはあるんですけども、洪水の防止とか、川底に土砂が堆積すると川の流れを妨げるから水位が上昇するし、特に大雨が降るさかいに洪水の防止が、そういうことを行って防止をしてもらいたいというのと、あと、何回も同じことを言いますが、やはり大字吉田は一級河川が3本あります。

いつも、区民の方々から早くあれを浚渫してくれという実態があります。この間、令和3年のような被害をしたとき、水害で公民館に移ったというようなこともあるので、できるだけ定期的に、5年に一遍か何年に一遍でもあれですけど、やってもらいたいというのがうちの大字吉田区からの要望等が来ておりますので、やはりそこら辺は一応考えてもらいたいと。町内で一級河川のあるところはやっぱり吉田が一番多いかなと思います、岩倉川、小増川がありますので。小増川が氾濫した場合は、田んぼが一遍に泥水になりますわ。そういうなことも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

町長にも、この件については、県の方にやはり強く要望をしていただきたいんですけども、今現状を見ていただければ大変厳しい状況になっておりますので、その点について町長の答弁をお願いしたいと思います。

**伊藤町長** はい、議長。

**村岸議長** はい、伊藤町長。

**伊藤町長** それでは、西澤議員さんの再質疑にお答えいたします。

この6町の町村会でも、それぞれ日野川やいろいろと愛知川もありますし、そしてまた宇曾川もありますし、岩倉川もあります。もう6町の要望として毎年、県の方に要望も出しておりますので、これはまた町単独としての要望も重ねて並行で出していきたいと思います。ご理解をよろしくお願ひいたします。

**西澤議員** 議長。

**村岸議長** 再々質問、はい。

**西澤議員** そのときは、やはり大字吉田区からでも要望等を各区に上げますので、やっぱりそういうときに。

**村岸議長** 字名は出さんといってください。字名はやめてください。

**西澤議員** そういうことです。すいません、よろしくお願ひします。すいません。

**村岸議長** お願ひとかそれはもう慎んでください。質問だけですので、よろしくお願ひします。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時35分から行います。

(午前10時25分 休憩)

---

(午前10時35分 再開)

村岸議長 はい、再開します。  
次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 議長。

村岸議長 はい、本田君。

本田議員 町長、教育長に答弁を求めます。

児童館の現状と今後の活用計画をお尋ねしたいと思います。

第3期豊郷町子ども・子育て支援計画ですが、第4章、住民調査の結果が掲載されています。この調査は、就学前の世帯90票、小学児童の世帯119票、合わせて209票の町民からの調査結果であります。その中に、充実してほしい子育て支援の項目あります。それに答えて、児童館など親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会が欲しいというのが31.1%となっています。自由記述を見ましても、子どもが遊べる大きな公園、せめて学区ごとに児童館があれば放課後の居場所が確保できて安心だとの声が出されています。

本町の児童館の現状と、陽だまりプランにはこうした要望に応えた計画がないのはなぜなのか明らかにしてください。

また、児童館は、児童福祉法に定められた児童厚生施設です。同法においては、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設とされています。本町において児童館は設置されており、これを活用すれば、住民の要望に応えることができ、児童館を活用すべきであると考えますが、町の見解を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、本田議員の児童館の現状と今後の活用計画を問うの一般質問にお答えいたします。

児童館は、これまで学童保育や児童館開放等に利用してきましたが、現在、学童保育は需要の増加や保護者の希望により、両小学校で実施しております。児童館開放等は、利用者の減少や施設の老朽化に伴い、隣保館を活用することであり得ると判断し、計画には記載しておりません。また、以前は貸し館事業でもご利用いただいておりますが、隣保館活用により児童館の利用は少なくなってきました。議員からの提案もあり、民間事業者への賃貸等も検討しましたが、借手がございませんでしたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問、はい。

本田議員 町長の答弁では、学童保育の活用というのがあるという、要望は応えている

という回答だったと思いますが、私は学童と児童館がやはり質的に違うものだと思います。そういう点で見ますと、児童館活動を求めておられる要望というのは、即学童に行けば満たされるというものではない。これは明らかです。そういう点で、児童館活動という、言わば契約しないで自由に行って過ごせる場所、安心して過ごせる場所、子育ての支援を受ける場所としての活用は今後とも本町にとって必要だと考えますが、再度答弁を求めたいと思います。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えします。

私の答えたことは、要するに今までずっと児童館が老朽化してきたということでありまして、それで隣保館でいろいろな活動をやっているということでございます。それと、議員もご存じかと思うんですが、議会の議員の皆さん方から、豊郷町は公共施設の1人当たりの面積が相当広いことでご指摘も頂いております。それで、今日の人口減少の社会の中で、やはり住民負担をどのように削減していくかというあらゆる角度から検討していかなければならない、そういう思いでお答えしたものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本田議員 はい、議長、再々質問します。

村岸議長 はい、再々。

本田議員 今回の町長の答弁ですと、老朽化ということは、もうあの施設は活用はしないというように受け止めていいわけですか。回答をお願いします。

伊藤町長 はい。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 いろんな角度から検討して、住民負担の少ない方向で検討してまいりたい。そのようにお答えしたんです。

本田議員 はい、議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

本田議員 兼業農家の農業用機械更新時、米作りを持続する意欲が持てる助成金制度の創設について見解を求めます。

米価が高騰し、消費者の暮らしを直撃しています。米が足りない要因として、米価が政府の責任から市場価格に任されてきたことで、農地と米農家が急減したことが上げられます。また、減反政策を推し進めつつ、外国から毎年77万トンものミニマム・アクセス米を輸入するという矛盾した農業政策を取り続けてきたことです。さらに、米価下落の下で、土地の集約化、大規模化を進めてきま

した。その結果、家族経営農家や兼業農家が国からの支援を受けられず、自分の農地を手放さざるを得なくなってきました。こうした政府の失政が今日の事態を生み出してきたと考えます。

そこで、本町の農業用地も、ここ10年で見ても毎年4ヘクタールずつ減ってきています。このままでは町内の農地は荒れ地となり、町内の風景も変わってくるという危惧を覚えます。こうした現状をどのように捉えておられるのか。町内の現風景が荒廃する危機にあるのではないか。危機感はないのか、見解を求めます。

町として、家族農家、兼業農家が継続して米作りができるよう支援制度を創設することが必要であると考えます。本町では、兼業農家の農業用機械更新時、米作りを持続する意欲が持てる助成金制度が求められていると考えます。近隣市町で取組が始まってきていることもあり、検討すべきであると考えますが、町の見解を求めます。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 本田議員の兼業農家の農業用機械更新時、米作りを持続する意欲が持てる援助金制度の創設についての見解を求めるについてお答えをいたします。

本町は、圃場整備がされている6集落とされていない9集落とでは、農業の形態の在り方は大きく異なっております。6集落につきましては、各集落に集落営農法人があり、担い手と共に農地を守っていただいております。しかしながら、9集落につきましては、圃場整備ができていないことから、1筆ごとの圃場が小さく、担い手が入りにくい地域となっております。その中でも担い手には何とか参入いただき、個人農家と共に農地を守っていただいております。

機械購入時の援助金制度の提案を頂きましたが、各個人に対しての補助金は考えておりません。集落の中で営農している組織や、例えば小作として他の人の農地を守っていただいている方への補助でしたら検討を考えてもよいと考えております。ただし、担い手との折り合いもあるため、補助金を設けるにしてもかなり熟考を重ねる必要があると考えます。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問、はい。

本田議員 私は、質問の中で町内の荒廃の危機感についてあるのかないのかということをお尋ねしましたが、そのことについての回答がありませんでした。今ちょうど田植が終わった頃ですが、耕作放棄地における雑草の茂り方、木も覆ってきてい

るという状況が各地で見られます。こういう荒廃の危機感についてどう考えておられるのか。やはり原風景が変わると思うんです。その点での回答を求めたいと思います。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 本田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁の中で、各個人や法人の方並びに担い手の方に守っていただいているというふうにお答えをさせていただいたと思っております。今現在、豊郷町はそこまでの荒廃はなく、皆さんの力で守っていただいていると考えております。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再々質問、はい。

本田議員 今回の回答では目先だけの回答で、10年先の豊郷町はどうなるのかということについてはまるで考えていないかのような回答で、非常に残念です。離農したほとんどの方は、政府の大規模化一辺倒の政策で切り捨てられた、やはり家族農家です。私は、本町として兼業農家を支援すること、一層の離農が今後起こると考えますから、このことは避けて通れないと思います。水害等の災害からの危機も、田畑があることによって守られていると考えますし、町内のもちろん先ほど申しました風景もそうです。

町行政の必要なことは、農家を崩壊させる前に再生させるという政策を取ることです。そういう点で、町の自治体は住民暮らしの最後のとりでです。町内の兼業農家の方が、農機具の故障が離農の引き金になるという声を何人も聞いています。兼業農家の方が離農しないで済むよう、農機具買換え時の支援を検討すべきであると考えます。いかがでしょうか。

産業振興課長 議長。

村岸議長 はい、岡村産業振興課長。

産業振興課長 本田議員の再々質問にお答えをいたします。

本田議員さんがおっしゃるとおり、10年後につきましては、各家庭についての離農は増えていくと考えてはおります。現在10年後に向けての地域計画についても各字で作成をしていただいておりますが、農業をやめていくというような地域で地域計画をつくらないという字も増えてきておるのが現状であります。

ということで、各字でも、集落の中で農業をやってくれるという人も各字では

おられる方もいますので、そういう方に補助をしていくのがいいのか。また、議員がおっしゃるとおり、兼業農家に補助をしていくのがいいのか。なかなか難しいところがありますので、補助制度をつくるにしても、どんな補助金の本町の農業に一番適しているのかというのを考えながら考えていきたいなと思います。

以上です。

**本田議員** 議員。

**村岸議長** はい、次の質問に行ってください。

**本田議員** 小中学校体育館空調設備の設置が緊急に求められると考えますが、見解を求めます。

小中学校体育館では、6月から11月頃まで高温の下で教育活動が行われています。私は、体育館に空調設備の設置を求める町民の声を紹介し、その緊急性を一般質問で何度も取り上げてきました。しかし、町長、教育長からは、空調設備を設置する必要性は分かるが、予算がないとの理由で設置は先送りとなってきました。しかし、気候温暖化は容赦なく進み、子どもの熱中症リスクは一層高まってきています。今日では、熱中症対策は企業の義務ともなってきました。

こうした状況を見れば、体育館での空調設備の設置は緊急性が求められる課題であると考えますが、町の見解を求めます。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田清春議員の小中学校体育館空調設備の設置が緊急に求められるが見解を求めるとのご質問にお答えします。

町内小中学校の体育館への空調設備の設置については、令和5年9月議会、同年12月議会及び令和6年9月議会でお答えしたとおり、現在小中学校校舎の空調設備の更新工事を計画的に実施していること、また、現在、町内両小学校トイレ洋式化工事を施工していることを踏まえ、緊急的な整備は現時点では困難と考えております。

繰り返しの答弁となりますが、近年の異常な暑さに対して、児童生徒に対する快適な教育環境の提供は必要不可欠と考えており、屋内運動場への空調設備整備については、避難所としての機能強化等を踏まえ、教育委員会としても必要性は十分認識しておりますが、工事費用が高額になること、厳しい財政状況を踏まえて、学校施設環境改善交付金の全国ベースでの予算総額、断熱工事を同時に実施する必要があることによる費用のかさ増しに対する補助率の引上げ、交付金の交付上限の引上げを要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

**本田議員** 議長。

**村岸議長** はい、再質問。

**本田議員** 回答をお聞きしまして、必要性は再度認識しているというご回答でした。日本中の酷暑が激甚化しているということは、何が大事かということ、子どもの命と安全を守るという防災意識が、本町にとって今緊急に求められているということだと思えます。言わば子どもを熱中症から守る視点に立ったときに、どうすべきなのか。本当に宝のような、もう子どもが少なくなってきた中で、存在です。そういう子どもを守るという、学校の環境を改善していくということは避けて通れません。

20年余り前から、熱中症に対する防災としての、先ほど申しましたような校舎内での空調設備はもう当然のように必要だという認識になってきたと思えますが、同じ学習の場である体育館での熱中症からの防災意識はやっぱり遅れていると思います。学校体育館が高熱化しやすい構造であることもお認めになっています。子どもの熱中症を重篤化させないためには、可能な限り熱中症の疑いのある子ども、異常が認められる子どもを早期に発見し、別室で早期に体を冷やすなどの対策が求められています。しかし、体育館室内温度が31度を超えますと、多くの子どもたちが異常になってくることは疑いありません。熱中症になる子どもを出してはなりません。そのために、体育館の室内温度を下げることで、これ以外に解決策はありません。子どもを預かる町として、再度この点を考え直してもらえませんかでしょうか。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** はい、西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田議員の再質問にお答えいたします。

学校体育館への空調設備の加速に向けては、国の方もその重要性の方を認識しておりまして、新たに臨時特例交付金を創設したりであったりとか、補助率が従来3分の1であったものを2分の1に引き上げるなど、財源の方も確保の方はされておりますが、先ほども申し上げましたとおり7,000万円の上限がまだ今のところは撤廃されていないという部分の方がございますので、その部分と、あと学校施設環境改善交付金の採択の兼ね合いもございまして、以前から何度も申し上げておりますとおり、まず学校校舎の空調設備の更新の工事中でございまして、来年度もしくは再来年度ぐらいに豊郷小学校の空調設備の入替えの方を現時点で検討の方をしておりますので、空調設備の入替えが終わった段階で、体育館の空調については検討の方を始めていきたいというふうには考



えております。特にガスヒートポンプを使用するのか電気ヒートポンプなのか併用するのか、その他それぞれランニングコスト等も踏まえて検討の方をしていきたいと考えておりますので、ご理解の方をよろしく申し上げます。

以上です。

**本田議員** 議長。

**村岸議長** 再々質問、はい。

**本田議員** 子どもの問題だけではないんですね、この問題は。教育の場ですから、教員の働く場からも必要性は高まってきていると考えます。厚生労働省は、労働安全衛生規則の一部改正で、職場での熱中症対策の強化を打ち出しています。改正された内容では、罰則付きの義務化とする改正省令となっています。

本町の学校教員も体育館での勤務となるわけで、この対象となります。暑さ指数28度以上または気温31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間を超える場合が対象となっています。これを怠った場合、6か月以上の懲役または50万円以下の罰金が科せられることになっています。こうした意味からも、毎年猛暑が続くわけですから、体育館での教員の働く環境を保障するためにも、一刻も早く体育館の空調設備は欠かせないと考えますが、再度答弁を求めたいと思います。

**教育次長** 議長。

**村岸議長** はい、西山教育次長。

**教育次長** それでは、本田議員の再々質問にお答えします。

体育館の温度が上がって1時間以上とか4時間という熱中症の基準の方は要望していただきまして、ありがとうございます。その前に、当然体育館を利用する前には体育館の方を開けて通気をして、快適な環境、できるだけ温度を上げないような対策というのは各校で取られておりますし、議員もご承知のとおり、夏休み7月から8月につきましては、日本の学校教育上、気温が上昇するときについては夏休みを利用すると長期休業の方をしておりますので、6月、9月につきましては、従来、以前にも答弁をさせていただいたかと思いますが、以前の私の子どもが小学校、10年ぐらい前の運動会につきましては半袖でも暑かったですが、ここ最近では半袖は若干肌寒い日の方も続いてはおりますので、酷暑化しているというのは当然重々承知の方はしておりますが、その点の方も踏まえると、それと、先ほどから以前、令和5年からずっと繰り返し答弁の方をしておりますが、整備の方はしないとは言っておりませんので、計画的に整備をしているものが終われば、段階的に取り組んでまいりたいというふうな答弁は何度もさせていただいておりますので、改めてご理解の方をよろしく申し上げます。

以上です。

村岸議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

村岸議長 はい、中島君。

中島議員 それでは、一般質問の方に入ります。

中学校部活動地域移行の現状と問題点についてお聞きいたします。町長、教育長にお聞きいたします。

そもそも部活動の目的は生徒の自主性、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学などに親しませることによる体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的な多様な学びの場としての教育的意義を有しています。言ってみれば集団活動を通して生徒の自主性、社会性を身につけさせ、豊かな人間関係を育成する。生徒の個性を伸長することで自尊心を高め、学校生活をより楽しく、生徒の体力や向上心を高め、健康で文化的な生活が送れるようにする。教師と生徒が同じ目的に向かって活動することで、生徒と教師の関わりを深め、学習指導や生活指導が効果的に行われるようにするといったところではないでしょうか。

こうした中、本町においても現在休日の部活動が進められており、学校の部活の地域移行により、メリットとして、人数が足りず、実施できなかった部活動が町外の中学校との合同練習、合同チームとすることで様々な部活動が可能に、多種目別の専門知識や技術を持った指導による技術的向上、教員の負担軽減などがある一方で、問題でもあり、地域移行には幾つかのデメリットがあるとされています。

このようなことから、以下の点について解決策や見解をお持ちかどうか、答弁を求めます。

1点目になります。地域に適切な指導者がいない、練習場所がないといったことがあります。仮に地域クラブとして活動の練習場所に学校を使うことになったり、生徒がけがをした場合や大会出場時の付添いは学校に連絡が入ることが想定されるため、その対応や連携が必要となります。とりわけ連携先との連絡や情報共有に費やす時間はこれまでよりも増えることが危惧され、同じ地域内でも指導に当たる指導者や活動種目によって個別の対応が必要になると考えます。

このことから、教職員の負担軽減は思ったよりないかもしれません。また、学校の部活動と同じ種目を指導できる人材を確保できるかとは限らず、設置可能な種目が限られていることも考えられますが、まず現時点で地域移行にされた部活動の種目と種目別の生徒数、また地域移行にしていないほかの種目や文化

活動を地域への移行する予定はあるのかを含めて見解を求めます。

2点目になります。保護者の方の負担が増えることも考えられ、これまでは校内の人材や施設を使っていたのが、外部の指導者や施設を使うことで費用が発生し、活動場所への送迎においてもお金と時間がかかります。それらを保護者の方が負担することになれば、部活動が事実上有料化になると考えます。さらに家庭の経済状況により活動に参加できないことも出ることでありますが、見解を求めます。

3点目です。重要な問題で、指導の過熱化です。部活動の最大の意義はあくまでも教育的なものです。将来にわたって続けるスポーツや趣味を見つけるためのきっかけづくりや人格の形成などが目的で、勝負に勝つことだけが最終のゴールでは決してありません。しかし、地域移行により競技の専門の指導者が指導に当たることによって、競技に勝つことに重きを置くことになる可能性もあります。その影響で長時間の厳しい練習を課し、指導が過熱し、本来の部活動の目的からそれることにならないかを懸念いたします。

そうした事態を防ぐためには、部活動の目的や意義を外部指導者に対してもしっかりと伝えて、安全に活動できるように注意する必要があると考えます。また、指導者が平日と休日で変わることによって、指導方法が異なることから子どもたちに迷いが出ることです。結果的に子どもの負担増を招いては、何のための地域移行だったのかと思います。その点について見解を求めます。

4点目になります。豊郷町地域活動指導者バンクが設置されているのは承知していますが、現在登録されている指導者の人数と種目数をお答えください。

最後になりますが、移行することの問題点や課題を乗り越えていかないと、結局保護者の方や教員に新たな負担が増えるにもかかわらず、子どもたちがスポーツや芸術、科学に親しむ機会を減らす結果となってしまうかもしれません。今後予想されている少子化の中でも、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を持つことができるよう、学校と地域と連帯・協働によって部活動の在り方に関して持続可能な環境整備を行うとともに、教師の負担軽減につながる仕組みを構築する必要があると考えます。

文部科学省は、地域の実情に応じた地域移行をと答えています。このことから、豊郷町独自のガイドラインを策定することを提案しますが、既にガイドラインは策定済みなのか。なお、策定済みであれば、こういった内容か、目的としたのかをお答えください。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 はい、西山教育次長。

**教育次長** それでは、中島政幸議員の中学校の部活動地域移行の現状と問題点についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の地域移行で取り組んでいる部活動は、サッカー部12名、剣道部4名、バレーボール部12名、スポーツスクール4名、バスケットボール部15名、ソフトテニス部12名、美術部14名、野球部8名の合計8種目になります。また、現時点で地域移行に至っていない種目につきましては、卓球部、吹奏楽部、情報部の3種目であり、今後地域移行に取り組めるよう指導者の確保に努めております。

2点目の費用負担につきましては、会場の施設使用料と指導者の報償費を公費で負担しております。また、活動場所への送迎については、夜間の練習には、各ご家庭によって状況は異なりますが、保護者に送迎をお願いしております。

3点目の指導の過熱化につきましては、部活動の本来の趣旨であります生徒が生涯にわたってスポーツ、文化芸術に親しむ機会を確保することを念頭に置き、指導者には中学校の顧問と連携して研修会等で指導時間、指導の心得、倫理規定などを徹底しております。

4点目の豊郷町地域部活動指導者バンクに登録されている指導者の人数は28名、種目は1点目で申しあげました地域移行に取り組んでいる8種目であります。

最後に、豊郷町独自のガイドラインの策定につきましては、令和5年度から令和7年度までが国の改革推進期間ということもあり、現在は中学校の部活動規約をガイドラインとしております。今後、国の令和8年度から10年度までの改革実行期間、これは前期になりますが、の方針を見極めながら、豊日中学校の部活動の在り方及び地域連携検討協議会において、豊郷町の独自のガイドラインを策定するよう検討中であります。

以上です。

**中島議員** 議長。

**村岸議長** はい、再質問。

**中島議員** ありがとうございます。移行できているところが8種目、その中にも文化部があるということで、そこら辺は安心はしたというか、文化部がなかなか損なわれるような現状もあるので、そこら辺も含めて、教育委員会としては検討というか、進められるということで安心はしております。

この中で何が問題かという、先ほどももう同じような質問になるかも分かりませんが、指導者が過熱化したら、指導要領とかいろいろなところでいろんな研修をなされているということでお答えだと思いますが、その中でも、やはり今

までの私らがやっていた昔の部活動というのは、中学校の部活動の目的と、先ほどおっしゃいましたが、今、現状、昔はあまりなかったようなクラブチームというようなところを見ますと、やっぱりそもそもの目的が違う。今のクラブチームに行くと親御さんもやっぱりプロに入りたい。将来的なところを考えるとやられているのかと思いますが、そこら辺をうまく本当に連携できるのかどうかちゅうのが一番心配なところで、そこら辺を改めてどういうふうに考えているかお聞きしたいと思います。

また、負担軽減に関しても、ある程度はお考えになって、そのようになされているとは思いますが、今後、施設、中学校ないし小学校、今ある豊郷町にある公共の施設を使うに当たっても、今後このような地域移行が進められたときに、その施設で間に合うのかというような問題がよそも出ています。それに対して新たにグラウンドや野球場を造ったりしているところもあるようですが、そこまですりかねないということで、そこら辺も含めて、スポーツ公園もありますが、どのような今後考えられているのかをお聞きしたいということです。

あと地域活動指導者バンクに関してですが、今28名が登録をされているところですが、今後も多分これ以上の人数は要るかと思えます。ガイドライン作成につきましても、国の動向を見て、今後令和8年以降につくられると思えますが、あくまで豊郷町独自の豊郷に合ったガイドラインをつくっていただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

教育次長 議長。

村岸議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、中島議員の再質問にお答えします。

指導の過熱化につきましては、当方としても危惧の方はしておりますが、現在のところ、以前はクラブチームでの大会参加が認められておりませんでした。ここ数年で例えばサッカーであったりとかバスケットであったりも、クラブチームでの大会の参加が可能になりましたので、従来であれば部活動に入らなければ大会に出れないという方もおられました。そういった方がもうクラブチームでの大会参加ができるので、もうそのままクラブのチームの方で活動している。中学校の部活動には参加しないという子どもさんも一定数増えてきましたので、従来どおりのクラブチームでプロを目指していただく方は、当然豊郷町からプロ選手が出れば大変喜ばしいことですので、そういうところで努力していただく部分と、当然部活動でここまで熱心には取り組まないけれども、サッカーの方がやりたいという子どもさんたちのために部活動というのは当然ありますので、そこら辺で差別化の方は図れているのかなというふうには現時点

では考えております。

当然先ほども研修とか指導時間の心得の方に徹底の方をしておりますが、ややもすると、どうしても指導に熱が入るといのは当然のことでございますので、そこら辺につきましては、定期的にコーディネーターさんと連携の方を取りながら、あまりこういう言い方をするとあれなんです、できるだけ熱の方が高まらないように、うまく手綱の方を引いていければなというふうには考えております。

人材バンクにつきましては、それぞれ指導者の方を探していただいておりますので、そこら辺につきましては、今後も、偶然、うちの校務支援員の方がたまたまソフトテニスの方をやっておられたので、そのまま私も地域移行の方にご協力したいというのを頂きまして、幸い８種目、県内どこも進んでいない中でも、うちの町は８種目でかなり進んできている状況の方もありますので、できるだけ引き続き進めてまいりたいというのと、ガイドラインにつきましては、当然今、来年度８年度以降のガイドラインが示されておりませんので、改革期間であります前期中に、部活動の現在の規約の方と国の示すガイドラインを照らし合わせながら、町独自のガイドラインの策定がスムーズにできればというのは現時点では考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 再々質問、はい。

中島議員 ありがとうございます。豊郷町は地域移行に関しては、県下でも多分うまくいっている方だと思います。これはまた進められて、この後令和８年度からは多分加速的にいろんなことが忙しくなってくるんだろうと。私的には本当にできるんだろうかなというような、全体的に日本中から見てそう思っているんだけど、豊郷はうまくいっているようなので、今後とも注力していただきまして、地域移行に力を注いでいただきたいと思います。答弁は結構です。

村岸議長 答弁なしというのはできませんので。

中島議員 じゃ、答弁よろしく申し上げます。

教育次長 議長。

村岸議長 はい、西山教育次長。

教育次長 それでは、中島議員の再々質問にお答えいたします。

今後も引き続き地域移行が進むように全力で取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力の方、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 はい、次、行ってください。

中島議員 それでは、次の質問に入ります。

ふるさと納税制度に係る経費割合と今後の対応について、町長にお聞きいたします。

ふるさと納税は、寄附金額から2,000円の自己負担をすれば、残りの金額について所得税と住民税から一部控除されること、返礼品を受けるとメリットがあることから、個人の寄附金支出額が大きく増加していることは言うまでもありませんが、これまでも幾度となく見直しがなされてきた制度でもあります。こうした中、総務省からふるさと納税の指定基準の見直し等が発表され、規制の強化が図られております。

そこで、以下の点について答弁を求めます。

1、ふるさと納税制度には、返礼品の調達価格は寄附額の3割以下という制限以外にも、返礼品の調達や返礼品等の送付に係る費用、仲介サイトに支払う手数料、事務に関わる費用などの経費は5割以下にすべきという規定もあります。いわゆる5割ルールというものです。豊郷町では、このルールに沿った運用がなされているのか、現状の経費割合について実績値と構成比でお答えください。

2番目です。総務省の方針により、2023年10月の規制では、5割以下にすべき経費の中に、それまで対象とされていなかったワンストップ特例制度の事務や寄附金受領書の発行に係る費用なども経費として含めることが義務づけられ、このままだと経費を含めた費用が寄附金の5割を超えてしまい、返礼品の寄附金額を以前より引き上げる、返礼品の量を減らすなどの措置を取らざるを得ない自治体も出てくるのではないかと思います。

そこで、豊郷町の運営にはどのような影響があったのか。また、どのような対応を行っているのかをお答えください。

続いて、3番目です。これまでは町外で生産されたものであっても、加工場が町内にあれば地場産品として認められてきました。このためお米や肉の加工業は町外で生産されたものを町内の加工場などで加工することで、産地が町外のお米や肉などを町内で返礼品にすることができました。しかし、制度改正によってこの方法が使えなくなり、お米や熟成肉はその自治体で生産したものしか返礼品として提供できなくなったのが、豊郷町においてはそういった事象はあるのか。また、あるなら、どのような対応を行っているのかをお答えください。

4番目です。全国的にもふるさと納税の返礼品競争が激化する中で、持続可能な制度運用のため、今後どのような見直しや工夫を検討しているのかをお答えく

ださい。

5 番目です。寄附額が 6 億円に届くような声も聞かれる中、今年度の寄附額の見込みと目標値をお答えください。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、6 番、中島議員のふるさと納税制度における経費割合と今後の対応についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の経費割合について、令和 5 年度実績として国に報告していますのは、返礼品調達に 28.4%、それから送料に 7.2%、ポータルの利用料や委託の経費に 12.1%など全部で 49.7%で報告をしております。

次に、2 点目の影響については、全ての経費を含んで 5 割以下となるように寄附額の見直しや返礼品の見直しを行いました。

次に、3 点目については、制度改正により地場産品の基準が厳しくなりました。近江牛については一部規制に合致せず、やむを得ず提供を取りやめざるを得なかった業者さんもございましたが、町内に店舗を設けておられる業者については、地域資源認定という特例制度で提供を継続していただいております。また、米については、複数の地方団体を管轄する J A で混在することが避けられない場合は特例として認められることになっておりますので、影響はほとんどございませんでした。

4 点目の持続可能な制度運用についてですが、制度改正の都度、基準に合致するように見直しを行っていきたいと考えています。

最後、5 点目ですが、昨年度 5 億から 6 億を目指しておりましたが、米の在庫不足等によりまして、結果的に 4 億 9,400 万円となりました。今年度はさらに工夫をしながら、当面の目標としまして 5 億円以上ということで目標としております。

以上です。

中島議員

議長。

村岸議長

はい、再質問に行ってください。

中島議員

はい、ありがとうございます。ふるさと納税は、私が初めて議員になったときにはまだ豊郷町は入れてなくて、多分私の初めての一般質問やったと思うんですけど、なかなかルーティンでやらせていただこうかなと思いますけど。



まず、6億円に届かず4億9,400万円と売上げがということで、なかなか5億円の壁も難しいかなと、今の状況では、というふうに思います。今までは豊郷町内で作られたものを返礼品として出していたと。それでは、ふるさと納税の仕組みからいってもなかなか頭打ちになってきているのではないかというふうに思われます。だからといって新しいものを何か作って、在庫を抱えてやるというようにリスクも抱えたくないというのは、正直なところだと思います。

そんな中で、地方ではどのようなことが行われているかと言いますと、返礼品の7割以上の地場産業とするような数値基準をまたクリアするために、農水産物とか加工品をセットにして返礼として出してみたり、伝統工芸やそこら辺があるようなところであれば、原材料で作る小物類をパッケージに組み込んで、これを返礼品にしている。そのような事例が増加しているように思われます。製造から付加価値算出の根拠資料を自治体側でそろえて、調達費用の内容を厳密に管理する動きが出ているということです。いろんな形で、今まで単品で行っていたものがなかなか難しくなったので、いろんなものと抱き合わせて、値段も考えて出してみようというように形だと思いますが、あと地場産品以外の切り口として、ここ最近よく見られます体験型の返礼品やそのものにシフトチェンジしたり、農業や伝統産業のオンライン見学ツアーとかもあるらしいんです、そのような券。ワークショップの参加チケットとか、要はサービス型と言われるやつ。返礼品の新設、強化や自治体もそのようなのが見受けられます。

今後は、豊郷町もいろんなもので、なかなか小さい町でお米、お肉、いろんなものに頼ってお酒とかいろいろありますが、それ以外のものを考えていかなければ、今いう5億円、6億円の壁というものがなかなか突破できないのではないかというふうに考えています。そのようなことを全体的に考える時期には入っているとは思いますが、どのようにお考えか答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 はい、清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いろいろな取組をご紹介いただきましてありがとうございます。本町におきましても、実際にセット販売にというので、例えばお米とお肉とか、そういうことができないかというようなことは業者さんも交えて今検討をしております。ただ、2か所のところから1つずつ送るというのがなかなか難しいので、どちらかがどちらかの商品を買って2つにまとめた梱包をしなければならないと

いうところで、どちらが親に、親というのか主になっていただけるかというよう  
なところの調整に手間取っておりますので、なかなか今、実際お見せできるもの  
ができていないというような状況でございますが、続けて調整をしていきたい  
と思っています。

また、新商品につきましても、幾つかほかの自治体の例を参考にしまして、う  
ちでもできるものがありそうですので、今ちょっと観光協会の方とかも含めま  
して、新商品の開発の方の調整も行っております。

また、サービスについてですけれども、これは先月ぐらいからですけれども、  
郵便局さんとも連携しまして、ふるさと納税の返礼品として、外におられる方が  
豊郷町内に空き家を持っておられる場合、その空き家の状況がどうなってあ  
るかというのをお知らせするサービスを郵便局さんがやっておられますので、  
それをふるさと納税の返礼品として組み込むということは、郵便局さんとの連  
携の末、もう取組が始まっております。

また、今後ともこれ以外にもいろいろできることがないかというようなこと  
で、少しでも増えるようにと努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願  
いします。

中島議員 議長。

村岸議長 はい、再々質問。

中島議員 豊郷町は、ふるさと納税を一生懸命頑張っていたいただいているのはよく分か  
ります。応援したい気持ちで、私も質問させていただいています。郵便局との今の  
連携の件ですけど、以前、多分空き家とかそこら辺のやつやから、シルバーを使  
ってみたいなのがほかの市町でもやられているところもありますので、なか  
か近くにあって見えないものが商品になったりしますので、行政だけではなく  
ほかの目も入れれば、もうちょっと視野が広がるんじゃないかというような気  
もしますので、今後そのような取組をしていただきたいんですが、どうですか。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今ほどもいろいろ現在取組中のものも答弁させていただきましたが、それに  
限らず、もっと広く多くの取組ができないかというのは日々努力しております  
ので、またよろしくお願ひしたいと思います。

村岸議長 次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 はい、今村さん。

今村議員 それでは、一問一答で質問をさせていただきます。

1点目、国保世帯の資格確認証って私の書いた字が間違っていまして、確認書の書は書く書で、証拠の証ではありませんので、申し訳ありません。国保世帯に資格確認書の一括交付の実施をということで、町長にお尋ねをいたします。

国民皆保険制度としての国民健康保険制度ができ、今日まで運用されています。政府は、後期高齢者医療保険において、資格証明書を一括交付を決定いたしました。これを受け、国民健康保険の実施している自治体の中で、国保世帯に対しても資格証明書の一括交付を実施するということも出てきています。マイナ保険証のトラブルにより必要な医療が受けられないことを避けるため実施を求めますが、見解を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の国保世帯に資格確認書の一括交付の実施をのご質問についてお答えします。

健康保険証については、令和6年12月2日に新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。後期高齢者は新たな機器に不慣れであるなどの理由で、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する蓋然性が高いと考えられることから、暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、申請を待たずに資格確認書を交付することとされたところです。一方、国民健康保険の加入者においては、暫定的な運用がなされないことにより、当町においては、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に資格確認書を交付する暫定的な運用については実施いたしません。

以上でございます。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問、はい。

今村議員 これは、地方自治体によって、それをするかしないかは決めることができるものです。なぜ私がここで提案をさせていただいているのかと言えば、町のマイナンバーカードの取得率は、うちでも7割台だと思うんです。まして国保世帯というのは、高齢者世帯を前期高齢者まで含めますので、多い状況にありまして、国もそういうことを配慮して、施設入所の方には一括で施設から資格確認書の請求もできるシステムをつくっている状況にある中で、マイナ保険証も持っておられる方は、それと確認書が来ても、医療機関に行ったときに、マイナ保険証が

うまく作動しなかったときが大変なんですよね。だから、そういうことを含めて、やはり医療を保障するという立場で、豊郷でもそういう暫定的な措置として、まず国民健康保険証は一応7月31日までで期限はありますが、今年度につきましては、資格確認書も同時に発行するという形の検討は、課内ではされたことはありませんでしたか。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えします。

国からの事務連絡におきましても、後期高齢者以外の高齢者の方、65歳から74歳の方につきましても、見解の方が出されておりました。マイナ保険証の利用率が他の世代に比べて高いことから、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を職権交付することは予定していないということで、65歳から69歳までの後期高齢者以外の高齢者の方につきましても見解が出ているところでございます。

また、国民健康保険法並びに高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が、必要な保険診療を受けられるよう資格確認書を交付することとされております。資格確認を受けることができない状況にある者と言われます方が、マイナンバーカードを持っておられない方やマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない方となっております。マイナ保険証での受診が困難である高齢者や障害者などの要配慮者につきましては、申請に基づきまして資格確認書の方を交付することとされております。

今回、8月の更新に合わせまして、7月中に資格確認書もしくは資格確認情報のお知らせをお出しさせていただきます。個々に対応した啓発を行わせていただこうと課内の方で協議しております。

以上でございます。

今村議員 はい、再々。

村岸議長 再々質問、はい。

今村議員 国保世帯は大体850はあるかないかぐらいですよね。今、世帯的にはどんどん減っているんですけど、今、課長がおっしゃった国のそういう通達みたいな中で、そういったことでマイナ保険証の奨励をしていくという意味の発言でしたけれども、でも、それで本当に医療に行ったときに受けられなかった場合、本当にその人が重篤だった場合でも、マイナ保険証をうまく通らなかったトラブルはいっぱい起きていますから、10割負担ができなかったら医療が受けられな

いわけです。

そういうことを危惧する中で、自治体によってはそういうこともやりますということも出てきているのが現状です。国は、現場の実態をよく分かっておりませんので。それと、豊郷町で、国保世帯の中で、資格確認書をもう発行された人もいますし、今後の見込みで町として何件把握されているのか。また、施設入所者に関しても、国の方針では施設側から一括の請求もできますよという制度を運用されています。どのぐらいの国民健康保険加入者世帯に、今回の資格確認書が配られるのか、世帯に配られるやつですよ。今の予定、実績を説明して、私はやるべきだと思っていますので、そういうことを念頭に、今どんだけ対象の方がいらっしゃるのか、最後に答弁ください。

医療保険課長 議長。

村岸議長 はい、小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

資格確認書の交付につきましては、法律に基づきまして、先ほど申し上げさせていただいた方につきましては資格確認書を交付することができるとなっておりますので、法律に基づきまして、交付の方を行わさせていただきます。マイナ保険証の登録状況におきましては、令和7年3月末現在となりますが、67.3%の方が登録されておられます。

以上でございます。

今村議員 数は言えるはずよ、言うて。今、資格確認書対象者は、国保世帯、何世帯なん。ちゃんと答弁してください。

医療保険課長 世帯につきましては把握しておりません。

今村議員 そんな簡単に言うことない。じゃ、次に行きます。

村岸議長 次、行ってください。

今村議員 調べてくださいね。

続きまして、町職員の豊郷町居住支援の強化をとということで、町長にお尋ねをいたします。

本町において、いつ何どき災害や事故が起きるか分かりません。そういうとき、町の町民の生命財産を守るために、町の危機管理体制を整備することも町の大事な任務だと思います。そのために、豊郷町に住んでもらえる町職員を増やすことをやっていただきたいと考えます。そこで、現在の職員の町内・町外の居住状況の説明と、住宅手当の引上げの実施について町の見解を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、12番、今村議員の町職員の豊郷町居住支援強化をのご質問についてお答えをします。

まず、1点目の職員の居住地の状況ですが、正規職員100名のうち町内在住が30名で30%です。

次に、2点目の住宅手当についてですが、豊郷町職員の給与に関する条例第14条の3で規定されておりますが、他の手当同様、人事院勧告に基づいて金額の設定をしてみたいと考えております。

以上です。

今村議員 はい、再質問。

村岸議長 はい、再質問に行ってください。

今村議員 今、説明がありましたが、町の正規職員が100名というふうに課長は答弁されました。豊郷町職員定数条例におきますと、第2条、定数、職員の定数は次のとおりとするというので、これでいきますと兼務を入れても111人は職員として雇用していてもどうもないということなんですね。そこで、うちは今100人ということで減数しているんですが、30名、約3割、この状態に、いざというときに危機感がないんでしょうか。町外から駆けつけるのは大変なことです。

それと、住宅手当、人事院勧告というのは国家公務員に対する勧告で、地方公共団体の業務に関して、それを全て運用する必要はないんですね。目安として見てくださいというものです。うちのように、もう毎年、これからという人たちが辞めていくような状況がある職員構造の中で兼務も多く、こういった中で、できたら単身、若い人たちに町内に住んでいただく。この町の職員の住宅手当の目安というのは、家賃が2万7,000円以下だったら一応1万6,000円の住宅手当を出すと。2万7,000円以上でも、これでいくと2万8,000円ぐらいまでは上がるんですが、でも、こんなご時世、みんな家賃も上がっているような中で、やはり町の職員さんに豊郷町にできるだけ住みついていただくためには、町独自のこういった手当を増やしていくことが今後必要じゃないかと思えます。

今回の一般会計の補正にも、町の住宅手当の総額571万5,000円、一般職87人というのがあるから、非常に職員は少ない中で頑張っておられるわけですけど、でも、町に何かあったときに一番必要なのは正規職員の皆さんですから、そういった方々をもっと働きやすい環境にするために、住宅手当の引上げを検討する必要はございませんか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の危機感、町内在住の職員の割合が少ないことについての危機感はないんでしょうかということをございましたけれども、もちろんのこと危機感を持っております。ただ、幸いなことに本町の場合、町外といたしましても、町そのものの面積が狭く、また河瀬地域であるとか愛荘町地域という町内とほぼ時間の変わらないエリアに住んでいる職員も非常に多くございますことから、何らかの手段を用いまして参集できるということで、今のところ計画をしております。

また、人事院勧告につきましては、参考、目安やというようなご発言もございましたが、そうはいうもののやはり人事院勧告でございますので、町としましても恣意的な運用はせずに、勧告どおり取り扱っていかうというふうに考えております。

また、最後の家賃の部分でございますが、家賃補助は確かに有効ではございますが、これにつきましては賃貸の物件に限られてきます。町内に賃貸の物件がございませんし、また持家の職員とのバランスも考えると、一概に増やせばいいというものでもないということをご理解いただければと思います。

以上です。

今村議員 はい、再々。

村岸議長 再々、はい。

今村議員 危機感はあると言いながら、町内の在住職員を増やすということには非常に後ろ向きな発言でしたね、今ね。それと、人事院勧告は国家公務員に対するいろんな給与や手当の勧告なんですけど、うちはやっと今回地域手当も発足しましたけど、国家公務員の方がいろんな手当がもっとあります。そういう面では、豊郷町でできる施策として、条例にある住宅手当の引上げというのは、今やらないと、昔は町の給与がラスパイレス指数で国家公務員よりも高いとかということがありましたが、もう今は低いですよ。だから、こんだけ職員を減らして、給与も減らして、仕事はやっぱり業務は増えて、課長かて兼務で2つの重要な課を持たされているわけじゃないですか。そういう状況で、町民の皆さんのそういったサービスが十分にできると私は考えません。そういった面で、再度これは最後に町長に、今の町職員のこういった町内在住が減ってきた問題についてどう考えておられるのか聞きます。よろしく。

伊藤町長 はい。

村岸議長 はい、町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再々質問にお答えします。

働きやすい職場にするのが一番大切であろうと。先日も、若い職員がある方にこんなにも知らんのかっちゅうて怒られたそうであって、トイレで泣いておりました。そういうことは、皆さん方、気づけていただいて、働きやすい環境に協力を頂きたいと思います。

今村議員 はい、次の質問。

村岸議長 はい、次に行ってください。

今村議員 続きまして、日栄小の卒業式の服装の在り方について改善をとということで、町長にお尋ねをいたします。

複数の保護者から、日栄小の卒業式にお金がかかって大変だという指摘があります。去る3月に日栄小の卒業式に伺いました。卒業生の女兒、女の子は全員はかま姿、男児もはかま姿やスーツ姿でした。現在、日栄小は制服がなく、私服登校です。こういった中で、保護者の負担を軽減する方法として、次に中学校に入学をするわけですから、中学校の制服着用も認めてはかがかかと考えております。こういったことをほかの自治体で実施しているところもあります。中学進学で制服は買います。それ以外に兄弟からもらう子も、シェアでもらう子もいらっしゃると思います。子育て経費の軽減を図る上で提案をさせていただきますが、見解をどちらでもお願いします。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村恵美子議員の日栄小卒業式の服装の在り方について改善をのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、日栄小学校卒業式については、標準服がなく、大半の児童生徒において羽織はかまや紋つきはかまなどを着用しており、華美になっていると認識の方をしております。ご提案の中学校の制服着用については、禁止の方をしておりますので、現在も卒業式に着用することは可能です。学校を通じてできるだけ早期に保護者に周知してまいりたいと考えております。

以上です。

今村議員 はい。

村岸議長 再質問ですか、はい。

今村議員 今、学校を通じて保護者にそういったことも着用も可能だということはお知らせをしていただくとお聞きして、すごく喜んでおられる保護



者がいると思います。うちの町は、割に子育て支援はいろんなことをしていただいている、小中学校の入学助成事業というのももういい施策だと私は思っています。卒業、入学を前にして、小学校で1万円、中学校で2万5,000円、これは町のこの事業の中身というのは、子育て世帯の経済的負担の軽減、若者世代の定住促進、こういったことを目的にして、町が若者、子育て世帯にこういった支援をしていますということで、これは大変保護者の皆さんにも喜ばれておりますので、町内に2つの小学校しかありませんので、豊小と日栄小のやはり機会均等、それから義務教育の無償化の検討、いろんな面で、すごく保護者にとっては、何でいや豊小に行っていたらよかったとかいろんなことを言う人もいます。だから、教育委員会でもそういった問題も取り上げていただいて、町内の全部の小中学生を持つ子どもや保護者の皆さんにも何か理解いただけるような周知もお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**教育次長** はい、議長。

**村岸議長** 西山教育次長。

**教育次長** それでは、今村議員の再質問にお答えします。

ちょっと質問の意図が私の方では図りかねる部分がありましたので、日栄小の卒業式の服装の案内は当然日栄小学校の保護者さんの方に送らせてはいただきますが、豊小と中学校の保護者さんに送る必要性というのは私の方で認識の方はできませんので、ちょっと質問の意図は分かりません。ごめんなさい、答弁の方は差し控えさせていただきます。

以上です。

**今村議員** 次、行きます。

**村岸議長** はい。

**今村議員** 続きまして、今後の町財政運営について問うということで、町長にお尋ねをいたします。

わが国は人口減少が必然となり、少子高齢化が豊郷町でも進んでいきます。豊郷町は、かつて同和对策事業実施の中で起債が膨らみ、再建団体一步手前まで財政状況が悪化いたしました。当時、町の職員労働組合は、町財政再建に向けての提言を町長に提出して、町長、町職員一丸となって乱脈な同和对策事業の見直し、無駄な公共事業の抑制、町事務経費の節約などで取組をしてまいりました。その当時、世の中はバブルのはじける前で、政府は、地方公共団体、自治体に対しても大型公共事業を推進していた時代です。そういった中で、豊郷町は緊縮財政で乗り切り、今日の子育て福祉施策の進んだ町政をつくり上げてまいりました。

そこで、下記の点について町の見解を求めます。

①同和対策事業のときの起債、地域改善対策事業債はもう既に町としては完納していますけれども、この債務には国からの一定枠の交付税算入措置がありました。現在もそれは町に入っているのでしょうか。現在の状況を説明してください。

2点目、新築資金等貸付事業は、わが町の誇るべき成果として、黒字で特別会計は終わりました。そして、その後、残債権においては、町の一般会計に繰入れが今日まで続いています。令和6年度決算見込みを含めて、もう随分やっていたけど、平成10何年からやっているんですが、総額幾ら、町の一般会計に入っていましたか、その総額の答弁を求めます。

3点目、町の臨時財政対策債、令和6年度末見込みは約5億2,800万円ですが、この間、町は繰上償還をやってきました。国は、臨財債の元利償還金は全額町に交付税措置として返済すると決めています。そこで、町の令和6年度末の債務現在高に対して、今後国から町に交付税措置される返済額は総額幾らぐらいの、令和6年度末で考えて、今、国も臨財債発行を新年度はやめておりますが、今までの分であとどれだけ返済額が返ってくるのか答弁してください。

4番目、令和5年度決算時の財政健全化比率の中で、実質公債費比率、将来負担比率の今後10年間の見通しについて答弁を求めます。

次に、5番目、伊藤町政における各年度における議会議決を要する建設土木工事の事業名と契約金、請負業者名と工事契約金額、令和7年度契約予定を含めて総額幾らぐらいになるのかという質問書を出していたんですが、担当課では、こんな膨大な年数があるからなかなかそれを調べきれないという、それもそうかなと思いますので、分かる範囲で結構です、これは。私も自分で調べたりもしましたので、答弁をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長

はい。

村岸議長

はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、今村議員の今後の町財政運営について問うのご質問にお答えをします。

まず、1点目の地域改善対策事業債の交付税算入ですが、議員のご質問のとおり完済しておりますので、現在は算入はありません。

2点目の新築資金等貸付事業については、繰入れは行っておらず、一般会計の事業として歳入をしています。令和6年度は元金、利息を合わせて約320万円となります。

3点目の臨時財政対策債のご質問ですが、議員は制度をご理解いただいていないようでございますが、交付税算入については、元金と利息分の全額が算入されます。その期間は20年となっており、借入期間、償還期間、繰上償還等は関係なく、毎年、国の計算に基づき算入されます。現在の残額は約27億円です。

4点目の実質公債費比率と将来負担比率ですが、現在の財政状況を維持できればという条件付ですが、実質公債費比率は0点数%を維持できると考えておりますし、状況によってはマイナスになることも考えられます。将来負担比率は表れてこない見込みです。

最後に、5点目の議決を要する建設土木工事ですが、平成19年度の就任から令和7年度の18年間で17件、約35億8,000万円となります。

以上です。

**今村議員** はい、再質問。

**村岸議長** 再質問に行ってください。

**今村議員** 1点目の地域改善対策事業債、同和対策事業に係る起債のことですが、豊郷町は早く完済しましたけれども、県下でもそれが不良債権化しているところもありますので、これのよかった点は、工事費の国の補助事業でしたので、8割は町に後で返すという、こういった事業だったんですね。でも、当初から考えると、結構率も高かったなので、町としては残債務を残さない、不良債権化もさせない、そして完済して、今はそういった不良債権がないというのは非常にいいこと、私は当時長谷川町長にいろんなことを申し上げましたけれども、やはりそういった町の努力がこういったところにも表れていると思うんです。

それは答弁は要りませんが、次の新築資金等残債権の総額はということで、令和6年度が320万。私も財政状況を調べるために、決算が出ている令和5年から平成16年、過去に遡って決算が出ている状況の20年間の普通会計財政環境というのを県の市町村振興課が毎年発行して、町にもその冊子は来ているんです。20年調べてみまして、やはり新築資金等の会計が黒字に終わったということが、豊郷町のあとき、令和18年からぐらいまでは、平成17年ぐらいまでにこの会計は閉鎖されたみたいですけど、地方債返済の減債基金にそれが組み入れられて、その後は、先ほど課長がおっしゃったように、一般財源として一般会計に雑入で入ってくるという形になって、その金額は、18年からやから20年近くあるから、それなりに大きな金額が入ってきたんです、それも含めて。そういう金額が、関係地域にどれだけ還元されたのかというのがちょっと疑問に感じています。そういったことは、関係地域に対してこういった財源をどういうふうにも目的的にも使ったのかということをご答弁してください。

続いて、臨時財政対策債、これは国は地方交付税の不足分なので、課長がおっしゃった20年返済で全部地方自治体にお返ししますよということをおっしゃっているんですね。それも受けて、わが町は、地方債の繰上償還、平成19年から10回、これは令和5年度までの決算の中で出ているのでは、地方債の繰上償還11億9,095万8,000円。多くの金額を繰上償還しているということは、今後20年間、それぞれ借入れ年度は違いますよ。それが返ってくるということですよ、お金がね。だから、そういった面では、非常に豊郷町の財政状況というのは、先ほど課長がおっしゃっていたみたいに10年後も将来の実質公債費比率、これが0点何ぼ、マイナスになるかもしれない。こんだけ余裕財源があるということをおっしゃっていただきまして、そのとおりだと私も思います。

それで、この臨財債、6年度末が5億2,800万という町の見込みです。これについては、今後どうするのか。繰上償還とかを考えているのか。それについてどう思っているかを答弁していただきたい。

それと、町の建設部門の案件なんですけれども、これも財政報告書、県のあれを見ると、普通建設債の建設費というのが出てくるんで、補助事業と単独事業がありますけど、伊藤町政が立ち上がってから約50億円ぐらい使っているんですよ。中には補助もあったんですけど、単独の方が多かったですね。そういう事業をしながらも、非常に会計的には安定して、積立金も、伊藤町長がなって決算が落ちた19年度で約19億、それで最新の決算が落ちている令和5年度でも15億3,000万ぐらいはあるんですね。だから、こういった有利な財政状況がある本町において、今後このお金がどういうふうにご利用されるかということが問題だと思いますが、今後の工事予定、どういうのに今後お金を普通建設事業には考えているのか。また、そのほかの事業にはどういうふうにご検討されているのか、それも答弁をお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 はい、清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目、不良債権にならないというご発言もありましたが、不良債権になっておれば大変なとんでもないことになっておりますので、当然ならないもので当然やと思っております。

また、2点目の新築資金等の関係機関にどれぐらい還元したのかということですが、これにつきましては、返済していただいたお金ですから、一旦

先にこちらにも負担があったということでございます。また、お金には色がつきませんので、正確には申し上げられませんが、本町としましては、充当先として団地内の町道の整備や補修修繕の方に充当しているということで、地域内に還元をさせていただいているというふうに考えております。

また、臨財債の繰上償還等につきましては、今後の財政状況を見て利率の高いものから返済をしていければと考えておりますが、それも財政状況次第ということになります。

最後の普通建設事業につきましては、先ほど来ほかの方からも一般質問がありました体育館の空調工事でありますとか、まだまだやらなければならない事業等が出てくると思います。今、具体的に計画がないものでも今後出てくる可能性もありますので、明確なお答えはしかねますが、今後とも無駄のないように、町の財政も切り詰めながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

今村議員

はい、再々。

村岸議長

再々質問。

今村議員

課長の答弁、ありがとうございます。

再々では、今、豊郷町が今後の人口減少と豊郷町のいろいろなサービス、セーフティーネットをどう維持発展させるかということが、財政状況の中で一番必要なことだと思うんです。そういった中で、豊郷町は県下のほかの自治体19市町の中でも、県の財政もちょっと悪いんですが、そういう中で非常に安定して、そして弾力性があるから使い道も非常に自由性がある。

こういう財政であるという中で、私が1つ提案したいのは、やはり町の人材をもっと増やしていくような、伊藤町長がまず最初に手がけたのが、あの頃は小泉構造改革の時代で、自治体リストラも奨励されていた時代で、定員管理というか職員の定数を削減していく。民ができるから、民に全部投げる。こういったことで、そういうことによって交付金を増やすとかいろんな国の措置があったんですね。でも、そういうことは、今に至っては、人材不足の時代に非常に町にマイナス効果しか起こらないと思うんです。だから、やっぱり町の職員を増やして、そしていろんな仕事を町民のサービスに応じた人員配置を増やしていくということが、私はそれも必要なことだと思うんです。必要な建設は計画的にやっていったらいいと思うんです。だから、そういうことの観点をやっぱり今の時点で考えていくべきだと思うんですが、それに対しての見解を最後にお聞きいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。  
村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今ほど議員のおっしゃられたように、町としましても、職員の途中退職がありますとか、また人材不足によりまして内定の辞退等で職員の確保に非常に苦労しているのが実際のところでございます。また、若い方の働き方への意識が、また我々の世代とは一味も二味も違うというこの時代に、少しでも働きやすい環境にして人材を確保していきたいというようなことを思っております。

具体的に申し上げますと、今現在も中途採用の募集をかけておりますし、当然来年度4月の採用も募集をかけているところです。また、実際既存の職員に対しても種々の研修を行いまして、少しでもスキルアップをしていただくということでやってまいりたいと思いますので、議員の皆様にもご協力いただければと思います。

以上です。

今村議員 はい、次へ行きます。

村岸議長 はい、次へ行ってください。

今村議員 続きまして、公営住宅の今後を問うということで、3月議会で、町は佃、宮の西、大溝の各3つの団地は、令和15年以降に用途廃止と建て替えを計画しているということでした。空き家になっても募集はしないと方針を示しました。そこで、空き家となった部屋の整理管理はどうやっていきますか。現実に近隣に居住されておられる入居者の環境衛生面の悪化に対応していますか。答弁を求めます。

また、今、人口減少の中で、持家とかまた賃貸を含め、空き家が増え続けています。将来、公営住宅の建て替えを考えるより、町内にある民間賃貸住宅で、公営住宅基準所得内の世帯の入居については町が差額分の家賃補助をする。こういった方法も三方よしの施策になると考えますが、町の見解を求めます。

人権政策課長 はい、議長。

村岸議長 はい、西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の公営住宅の今後を問うの質問について、人権政策課からお答えいたします。

まず、公営住宅の空き部屋の管理についてですが、年3回の除草及び清掃を業者に管理委託しております。このことから、環境衛生面について近隣住民からのクレームはございません。また、住宅建て替えについては、現状の住宅が老朽化に伴い安心安全に住めなくなることを前提に置いて建て替え案をプラン化した

もので、住宅建て替えをなしとして民間賃貸住宅に入居した人への家賃の差額補助を提案されておりますが、家賃差額を補助した場合は、長期的な面で見るとかなりのリスクがあると考えられますので、建て替え時期においての入居者の人数により再度検討すべき課題であると考えております。

以上です。

**今村議員** はい、再質問。

**村岸議長** はい、再質問へ行ってください。

**今村議員** もう時間が迫っていますので、簡単に言いますね。長寿命化空き家対策、長寿命化住宅の公営住宅、国の国土交通省が、セーフティーネットの改正なんです、改正セーフティーネット住宅の家賃債務保証料等低廉化支援事業、これは去年に改正がされ、今年の10月からそれが施行されるということですが、国も自治体もこの補助をして、こういった月収15万8,000円、収入分位のそういった以下の人たちの子育て世帯、新婚世帯、それぞれの世帯によって、人数によって上がりますけれども、そういった入居者の所得で困難がある場合にあっては、家賃の額が公営住宅並みの家賃の額以下である場合には、こういうことの補助も考えるというのが国としても打ち出しました。

これが、国2分の1、地方2分の1の限度額1戸当たり3万円ということなんですけれども、これにはいろいろ改修も、住宅のいろんなメニューがありますね。私は、昨日担当課の方で、この住宅の佃、大溝、宮の西の建設年度を見ていたけど、宮の西においては昭和54年度、昭和57年度と非常にまだ新しい。佃が一番古くて昭和50年度ですが、改良住宅の一番古いところで昭和49年度です。だから、どう考えても老朽化とは言えない。

**村岸議長** はい、もうやめてください。

**今村議員** そのことについて、見解を最後に求めます。

**人権政策課長** 議長。

**村岸議長** はい、西山人権政策課長。

**人権政策課長** 今村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど家賃補助のお話があったと思うんですけども、うちの方で一応考えてみました。3団地の家賃の現状でございます。今、1か月、1件当たり1万円台が主になっております。今住んでおられる方のアパート、住宅の広さから考えると、民間アパートですと約7万円ぐらいするかなという話で、一月6万円の補助でございます。それが3住宅で50件、1か月300万、1年間で3,600万という試算になります。そのことを考えると、どちらがいいかというのは、今後の課題やと思っております。

以上です。

**村岸議長** 今村議員、先ほどの中で答弁は要りませんというやつは質問しないでください、今後。

**今村議員** 説明で言ったんです。答弁はなくても。

**村岸議長** ほんで、そういうなんはせんといってください。それでなかったら、あんたの時間はいっぱいできませんやろ。考えてください。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後0時20分 散会)



会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年6月6日

豊郷町議会議長

議 員

議 員